

# 令和4年 教育委員会

## 第12回 定例会 議事日程

令和4年7月12日（火）

### 第1 報 告

#### 【子ども総務課】

- (1) 学校情報化優良校及び学校情報化先進地域認定について
- (2) 令和3年度今後の教育のあり方検討協議会の報告について
- (3) 令和4年第2回区議会定例会の報告

#### 【学務課】

- (1) 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの改訂版

#### 【指導課】

- (1) 教科書展示会の結果

### 第2 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（7月20日号）

## 学校情報化優良校認定及び学校情報化先進地域認定について

本区ではこれまで、一人一台端末の環境整備や「千代田ICT授業指針」の策定など、「ちよだスマートスクール」を推進してきた。

今般、こうしたICTを活用した教育を推進してきたことが評価され、学校情報化認定<sup>※1</sup>において、区立全11校が「学校情報化優良校<sup>※2</sup>」に、千代田区教育委員会が「学校情報化先進地域<sup>※3</sup>」として認定された。

### 1 学校情報化認定<sup>※1</sup>とは

教育の情報化の推進を支援するため、「情報化の推進体制」を整え、「教科指導におけるICT活用」「情報教育」「校務の情報化」に積極的に取り組んでいる学校・自治体を称え、日本教育工学協会<sup>※</sup>（後援：文部科学省）が認定している。

※学校教育にかかわる教員・研究者・企業が教育工学研究を通して、広くその成果を共有し、普及啓発活動を基に、教育の向上に資するために組織化された団体である。

### 2 学校情報化優良校<sup>※2</sup>について

教育の情報化に総合的に取り組み、情報化によって教育の質の向上を実現している学校を認定する。

認定に当たっては、ICT教育に関する学識者で構成される学校情報化認定委員会（以下「認定委員会」という。）が、チェックリストや指定された資料等のエビデンスを基に審査する。



### 3 学校情報化先進地域<sup>※3</sup>について

自治体において「学校情報化優良校」として認定された学校の割合が80%以上に達した地域を認定する。

認定に当たっては、認定委員会が書類審査及び面談調査により審査する。



### 4 学校情報化認定に取り組むメリット

情報化の状況をチェックリストにより自己評価することで、以下のメリットがある。

- (1) 全国の学校の情報化レベルとの比較や進捗状況を把握することが可能となる。
- (2) 各学校の強み、足りない部分が確認でき、今後の目標が明確になる。
- (3) 先進的な学校づくりに取り組む教職員の努力を証明でき、「学校情報化優良校」、「学校情報化先進地域」という誇りが、今後の授業改善への意欲につながる。

### 5 今後の取組

学校情報化認定における「学校情報化優良校」として、各学校が継続して認定されるよう、「ちよだスマートスクール」の充実を図っていく。

(参考) 2020 年度以降の学校情報化優良校

年度	学校
2022	千代田区立麴町小学校、千代田区立千代田小学校、千代田区立昌平小学校、 千代田区立神田一橋中学校 他 146 校 ※令和4年6月5日現在
2021	千代田区立番町小学校、千代田区立九段小学校、千代田区立和泉小学校、 千代田区立お茶の水小学校、千代田区立富士見小学校、千代田区立麴町中学校、 千代田区立九段中等教育学校 他 434 校
2020	全 311 校

(参考) 学校情報化先進地域認定制度が始まった 2018 年度以降に認定された自治体

年度	自治体
2022	青森県六ヶ所村教育委員会 (再認定)、東京都渋谷区教育委員会 (再認定) 熊本県益城町教育委員会、 <b>東京都千代田区教育委員会</b> ※令和4年6月5日現在
2021	大阪府大阪市教育委員会、宮崎県西米良村教育委員会、福岡県大任町教育委員会
2020	福岡県うきは市教育委員会
2019	長野県喬木村教育委員会、青森県六ヶ所村教育委員会、東京都渋谷区教育委員会、 福岡県田川市教育委員会
2018	静岡県川根本町教育委員会、愛媛県西条市教育委員会

※認定の有効期間は、認定を受けた年を含めて3年間で、更新する場合は再申請が必要

## 令和3年度今後の教育のあり方検討協議会の報告について

### 1 検討協議会設置の目的

区内の児童・生徒数が急増している中で、学級編制への影響や教室の不足等、区立学校の運営に課題が生じている。これまでも、諸室の改修等による普通教室の増設等の対応を行っているが、今後も人口の増加が続いていくと現在の対応だけでは限界があるため、課題解決に向けて新たな方策を検討する「今後の教育のあり方検討協議会」を設置した。

### 2 検討協議会委員構成

氏名	役職等
宇田 剛	大妻女子大学教職総合支援センター教授、 前東京都教育委員会教育監
藤井 千恵子	国土舘大学体育学部教授、元千代田区教育委員会指導主事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授、 千代田区教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価有識者
清水 明	千代田区立九段小学校校長、千代田区立小学校長会会長
長田 和義	千代田区立麴町中学校校長、千代田区立中学校長会会長
小林 晶子	千代田区立いずみこども園園長、 千代田区立幼稚園・こども園長会会長
堀米 孝尚	千代田区教育長

### 3 検討プロセス

令和3年	
7月28日(水)	第1回 今後の教育のあり方検討協議会
9月21日(火)	第2回 今後の教育のあり方検討協議会
12月10日(金)	第3回 今後の教育のあり方検討協議会
令和4年	
3月11日(金)	第4回 今後の教育のあり方検討協議会

## 4 検討成果

解決すべき課題を、喫緊の対応が求められる「短期的課題」と、教育行政に関わる国等の動向や社会の変化を見据えた「中・長期的課題」に分類し、各課題について課題解決の方向性を示した。

### (1) 短期的課題

- ① 児童・生徒数の増加による教室不足の解消
- ② 学校設置基準等に基づいた教育環境の整備
- ③ 必要諸室の整理

#### 《課題解決の方向性》

・法令等により校舎に備えることが必要とされている諸室を整理するとともに、活用の優先度等を考慮したうえで、特別教室等の普通教室への転用の可能性について模索していく必要がある。また、校庭面積の確保や確保が難しい場合には代替となる場所の検討等を行っていく必要があります。

- ④ 学校内学童のあり方

#### 《課題解決の方向性》

・小学校と同じ敷地内にあり、児童や保護者にとって安全・安心である学校内学童はニーズが高いといえる。しかし、児童数の増加に伴い、スペースの確保が課題となっていることから、学校内の諸室の整理と併せて検討を行い、場合によっては近隣施設の利用も検討していく必要がある。

### (2) 中・長期的課題

- ① 特認校制の導入
- ② 新たな学校種別の整備検討

#### 《課題解決の方向性》

・児童・生徒及び保護者に新たな選択肢を提供し、新たな学びを実現するという観点から、特認校制や新たな学校種別の整備について、他自治体の事例を調査し、千代田区における導入の可能性を検討していく必要がある。

- ③ 建替え、大規模改修
- ④ 近隣施設の利用

#### 《課題解決の方向性》

・特別教室等の普通教室への転用を行ったとしてもなお、普通教室の不足が見込まれる場合について、施設の建替えや大規模改修、学校に併設している機能の近隣施設への移転等を検討していく必要がある。

- ⑤ 大学等各種学校、企業等との連携(産学官連携)

#### 《課題解決の方向性》

・大学、企業等と既に連携を行っている事例を研究し、千代田区の地域特性や各地域・学校の特色を活かした、新たな学びのスタイルの確立について検討していく必要がある。

## 5 令和4年度の検討体制及びスケジュール

検討協議会での議論の内容を踏まえて、今年度は「(仮称)今後の学校等のあり方基本構想策定委員会」を設置し、課題解決に向けた具体的な取組やロードマップ等を検討していく。

### (1) 基本構想策定委員会委員構成(案)

氏名	役職等
宇田 剛	大妻女子大学教職総合支援センター教授、 前東京都教育委員会教育監
藤井 千恵子	元国土舘大学体育学部教授、元千代田区教育委員会指導主事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授、 千代田区教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価有識者
清水 明	千代田区立九段小学校校長、千代田区立小学校長会前会長
長田 和義	千代田区立麴町中学校校長、千代田区立中学校長会前会長
穴原 江美	千代田区立いずみこども園園長、 千代田区立幼稚園・こども園長会会長
野村 公郎	千代田区立九段中等教育学校校長
佐藤 尚久	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長

### (2) 令和4年度のスケジュール(予定)

令和4年7月～9月	基本構想策定委員会の開催(2～3回程度)
令和4年10月	基本構想中間のまとめ及び議会報告
令和4年11月～令和5年1月	基本構想策定委員会の開催(1～2回程度)
令和5年2月	基本構想(案)議会報告
令和5年3月	基本構想策定

令和3年度  
今後の教育のあり方検討協議会報告書

「今後の教育のあり方検討協議会」委員名簿

	所属・役職	氏名
千代田区	教育長 ※協議会会長	堀米 孝尚
学識経験者	大妻女子大学 教職総合支援センター教授	宇田 剛
	国士舘大学 体育学部教授	藤井 千恵子
	山梨大学 大学教育センター教授	日永 龍彦
学校関係者	九段小学校 校長 ※協議会副会長	清水 明
	麴町中学校 校長	長田 和義
	いずみこども園 園長	小林 晶子

<一年間の検討プロセス>

令和3年	
7月28日(水)	第1回 今後の教育のあり方検討協議会
9月21日(火)	第2回 今後の教育のあり方検討協議会
12月10日(金)	第3回 今後の教育のあり方検討協議会
令和4年	
3月11日(金)	第4回 今後の教育のあり方検討協議会

令和3年度の協議会における検討内容を取りまとめましたので、本報告書のとおり報告します。

## 目 次

はじめに .....	1
第1章 千代田区の学校等を取り巻く現状と課題 .....	2
1 人口推計 .....	2
2 地域特性 .....	3
(1) 区立学校等の配置 .....	3
(2) 小・中学校別の学区域 .....	4
(3) 各小学校の敷地面積、校舎面積、校庭面積、遊び方の工夫 .....	5
(4) 各小学校の教室数・併設している施設の状況等 .....	6
(5) 小・中学校別の児童・生徒数、普通学級数、平均人数 .....	9
(6) 小学校及び学区域の特徴 .....	12
3 普通教室確保に向けたこれまでの区取組 .....	15
4 教育政策動向 .....	16
(1) 社会情勢の変化からみた教育行政の現状と課題 .....	16
(2) 教育行政に関わる国等の動向 .....	17
(3) 小学校設置基準等の関係法令 .....	21
第2章 課題のまとめ及び課題解決の方向性 .....	29

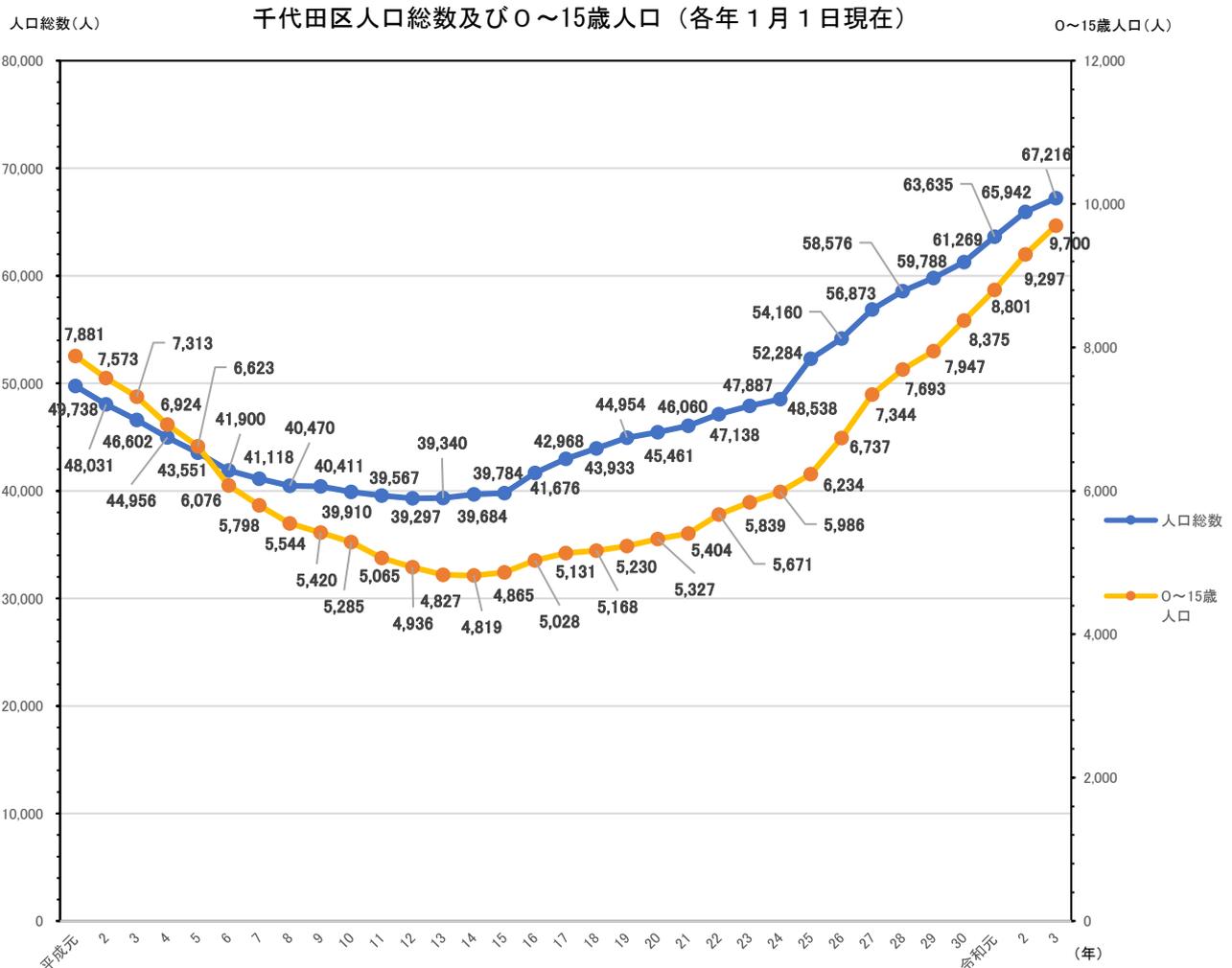


## はじめに

千代田区では、日本の高度経済成長とともに業務地化が進行し、区の人口は昭和31年以降減少し、平成12年には住民基本台帳人口が39,297人まで落ち込みました。この間、平成3年12月に「公共施設適正配置構想（以下、「公適配」という。）」が公表され、当時14校あった区立小学校が8校に統廃合されました。この公適配に基づいて整備された小学校は、6学年2学級を想定した施設整備が行われ、幼稚園との併設や他の施設との合築により校舎が建てられました。

その後、区は人口回復を主要施策に掲げ、住環境の整備、子育て支援施策の充実などに取り組んだ結果、平成13年からは増加に転じ、平成30年には外国人を含む住民基本台帳人口が6万人を超えました。

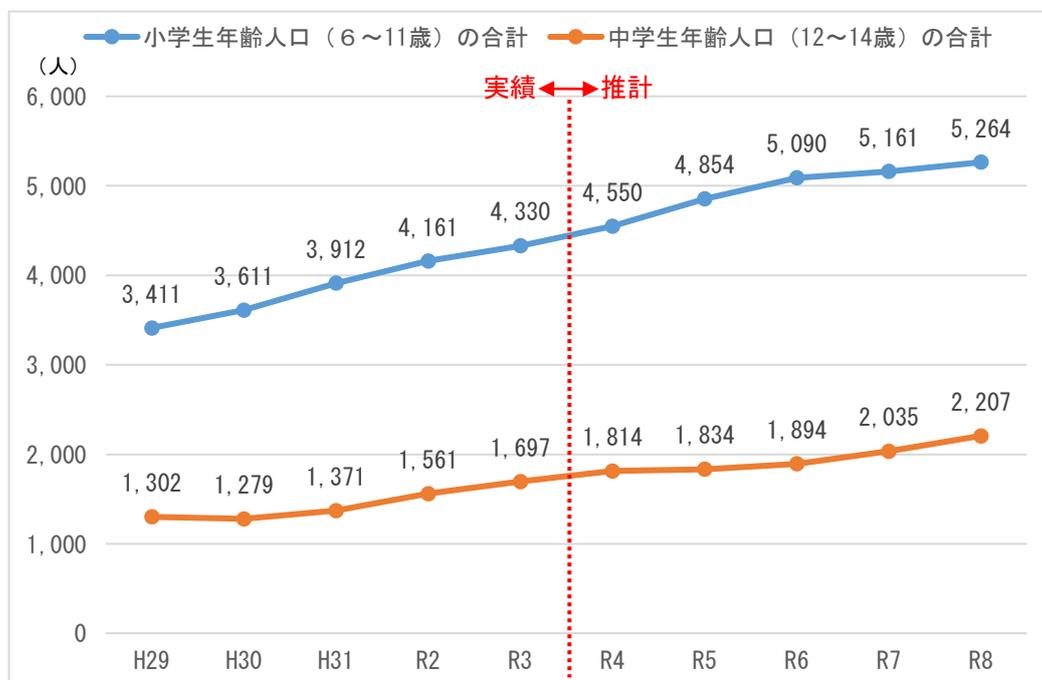
現在も人口増加が続いており、区内の児童・生徒数も急増している状況の中で、学級編制への影響や教室の不足等、区立学校の運営に課題が生じています。そのため、活用の優先度を考慮し、特別教室の一部を普通教室に転用する等の対応を行っていますが、今後も人口の増加が続いていくと、現在の対応だけでは限界があるため、課題解決に向けて新たな方策を検討していく必要があります。



## 第1章 千代田区の学校等を取り巻く現状と課題

### 1 人口推計

コーホート変化率法<sup>1</sup>を用いて、平成29年から令和3年までの計5年間の住民基本台帳（各年とも4月1日時点の値）を基に、今後5年間の0歳から15歳までの年齢ごとの推計を行い（令和4年から令和8年までの各年）、小学生年齢人口（6～11歳）及び中学生年齢人口（12～14歳）の推計結果は以下のとおりとなっています。今後5年間は増加傾向が続く見込みとなっています。



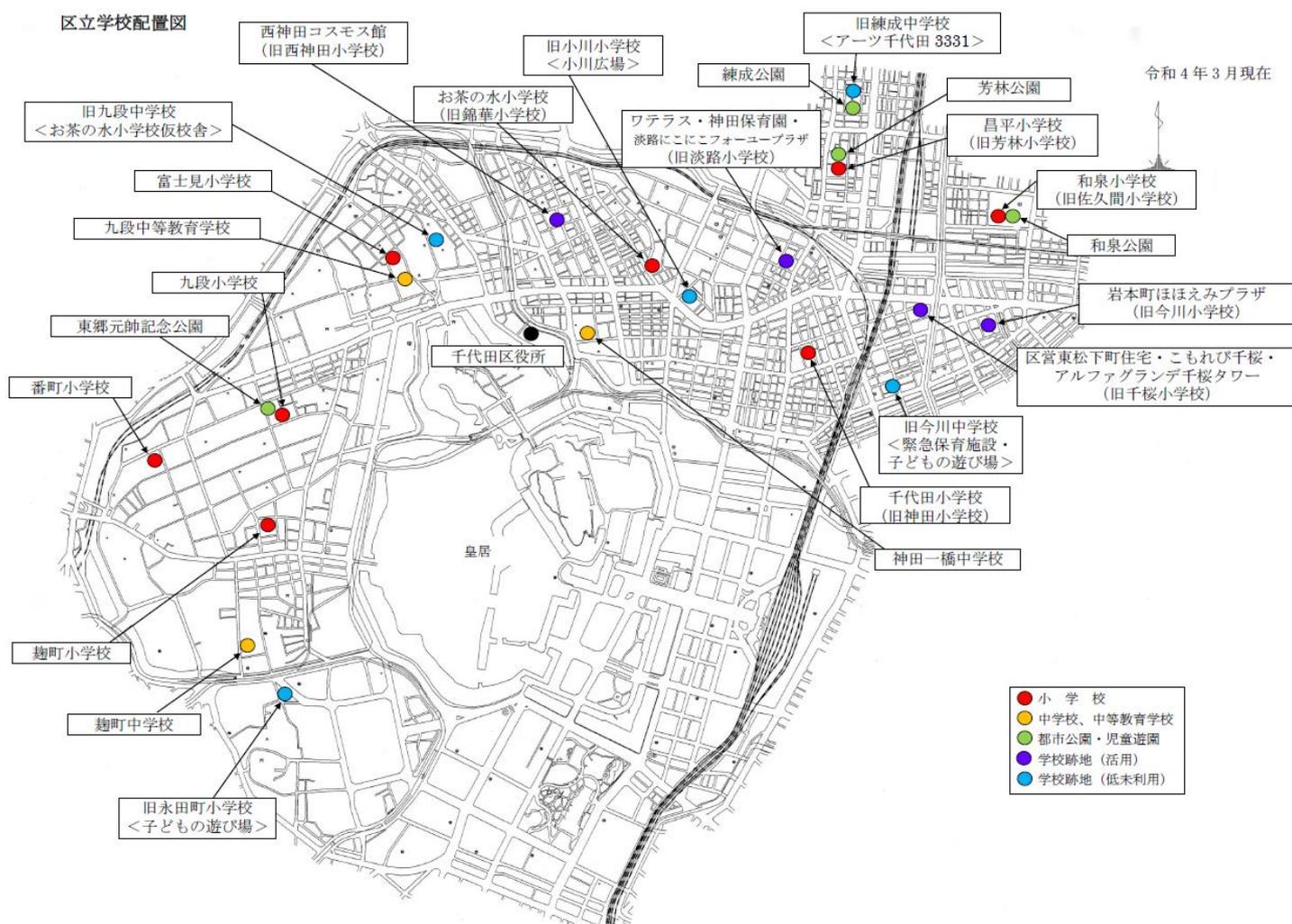
<sup>1</sup> 各コーホート（同年に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に適用できる、比較的簡便な方法といえます。

## 2 地域特性

### (1) 区立学校等の配置

区内に幼稚園（こども園を含む）8園、小学校8校、中学校2校、中等教育学校1校があり、全ての小学校に幼稚園・こども園が併設されています。

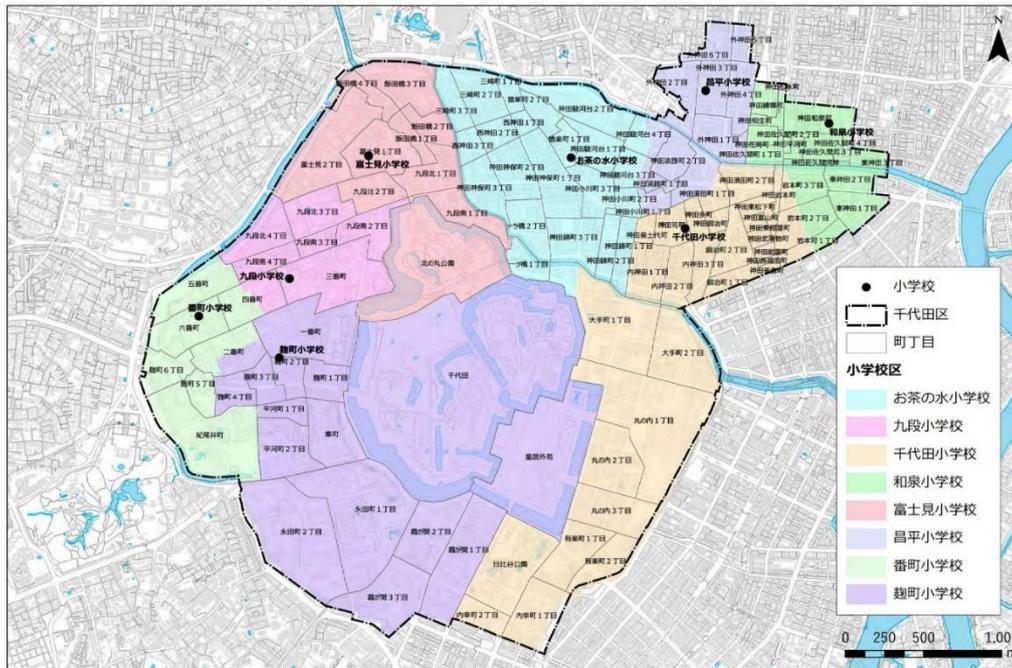
放課後の学校施設を活用して、区立全8小学校の建物内で、子どもたちが「学び」や「遊び」、「体験活動」ができる放課後子ども教室と学童クラブ事業を実施しています。学童クラブについては、定員に対し利用希望者が多く、現在のスペースでは足りないところが出てきています。校舎や校庭については、学校教育に支障のない範囲で、町会、区民自主サークル等の活動の場として、地域に開放しています。特別支援学級については、現在、千代田小学校1校のみですが、令和4年4月から富士見小学校で新設される予定です。



## (2) 小・中学校別の学区

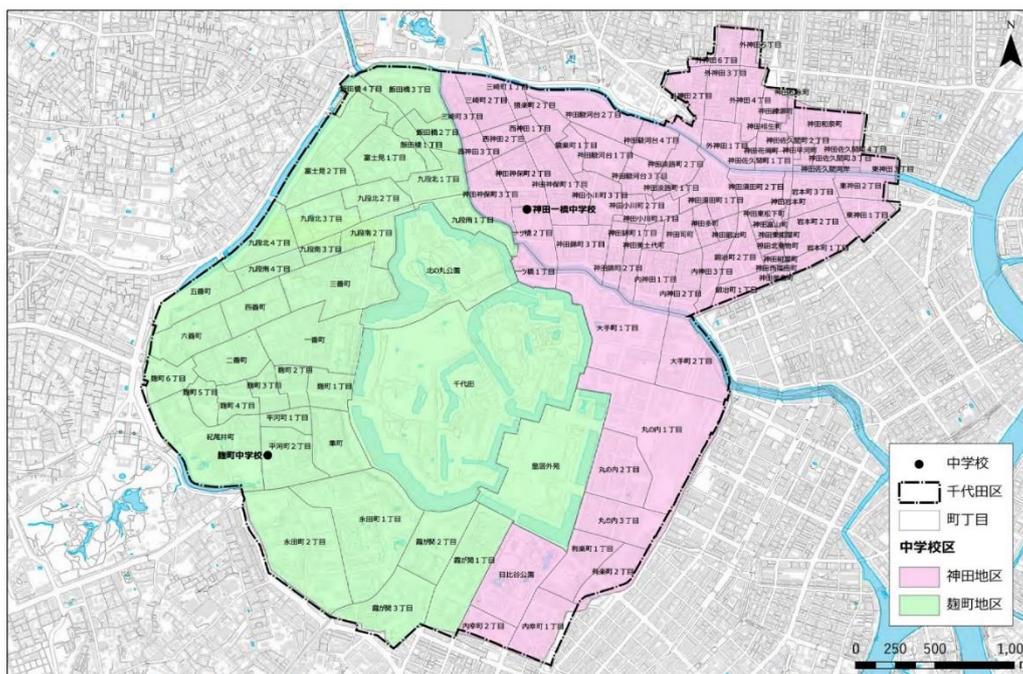
### ①小学校区

小学校は、住所によって、就学する区立小学校を指定しています。



### ②中学校区

中学校は、通学区域を設けず、「学びたい学校・学ばせたい学校」を自由を選ぶことができる学校選択制を採用しています。



### (3) 各小学校の敷地面積、校舎面積、校庭面積、遊び方の工夫

敷地に余裕のない小学校が多く、施設本来の想定を上回る児童数になった小学校では、休み時間等の遊び場や居場所の不足が課題となっています。

学校名	敷地面積	校舎面積	校庭面積	遊び方の工夫
麴町 小学校	6,465	6,446	1,764	○曜日や時間によって、校庭や体育館の使える割当が決まっているが、割当がなく、教室で過ごす時もある。 ○12:55~13:10を昼休みと清掃に分け、遊べる場所や学年を増やしている。
九段 小学校	4,479	5,893	1,559	○曜日や時間によって、校庭や体育館の使える割当が決まっているが、割当がなく、教室で過ごす時もある。 ○13:00~13:35を昼休みとモジュールに分け、遊べる場所や学年を増やしている。
番町 小学校	7,006	5,439	2,608	○曜日や時間によって、使える場所が決まっている。 ○校庭等の割り当てがなく、教室で過ごす時間帯もある。
富士見 小学校	7,261	6,334	1,914	○曜日や時間によって、使える場所が決まっている。 ○校庭等の割り当てがなく、教室で過ごす時間帯もある。
お茶の水 小学校	5,132	3,887	1,240	○中休みは、場所の指定はなく好きな場所で過ごすことができる。 ○どの学年も各休み時間で遊べる場所がある。
千代田 小学校	3,379	7,459	1,232	○曜日や時間によって、使える場所が決まっている。 ○校庭や体育館の割り当てがなく、教室で過ごす時間帯もある。
昌平 小学校	3,413	6,802	1,788	○全学年、場所の指定はなく好きな場所で過ごすことができる。 ○どの学年も各休み時間で遊べる場所がある。
和泉 小学校	3,963	3,773	1,207	○晴れのときは、全学年場所の指定はなく、好きな場所で過ごすことができるが、雨のときは、割当がある。 ○どの学年も各休み時間で遊べる場所がある。
23区平均	8,556	5,075.8	3,714	

※面積の単位は、m<sup>2</sup>。

#### (4) 各小学校の教室数・併設している施設の状況等

普通教室数の不足が予想される小学校では、併設施設の外部化や特別教室の改修等によって普通教室を確保する動きが進められています。

ランチルームは給食を食べる場所としては使われていないことが多く、集会やワークショップ等、多目的に利用されています。

一人一台端末により、既存のコンピュータ室を普通教室に転用することが考えられますが、例えば、採光の問題等で普通教室としては適さない場合もあります。

なお、和泉小学校では、併設する区民図書館の一部を学校図書館として利用しています。

学校名	教室等の名称	数	併設している施設	備考
麴町小学校	普通教室	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麴町幼稚園【1階】</li> <li>・アフタースクールこうじ町(学校内学童クラブ)【1階】</li> <li>・麴町出張所【1階、地下1階】</li> </ul>	施設設計当時の普通教室数：12  既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：21  令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：21
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	2		
	図工室(準備室)	1		
	調理実習室(準備室)	1		
	図書室	1		
	特別活動室	3		
	教育相談室	1		
	給食室・ランチルーム	1		
九段小学校	普通教室	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九段幼稚園【1, 2階】</li> <li>・九段小学校アフタースクール(学校内学童クラブ)【1階】</li> </ul>	施設設計当時の普通教室数：当初12⇒設計変更18  既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：19  令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：20
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	1		
	図工室(準備室)	1		
	家庭科室(準備室)	1		
	図書室	2		
	特別活動室	5		
	教育相談室	1		
	給食室・ランチルーム	1		
番町小学校	普通教室	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番町幼稚園【独立園舎】</li> <li>・アフタースクール番町第一・第二(学校内学童クラブ)【地下1階】</li> </ul>	施設設計当時の普通教室数：24  既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：16  令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：19
	理科室(準備室)	1		
	音楽室(準備室)	2		
	図工室(準備室)	2		
	家庭科室(準備室)	1		
	コンピュータ室	1		
	図書室	2		
	特別活動室	3		
	教育相談室	1		
給食室・ランチルーム	1			

※令和4年3月末時点

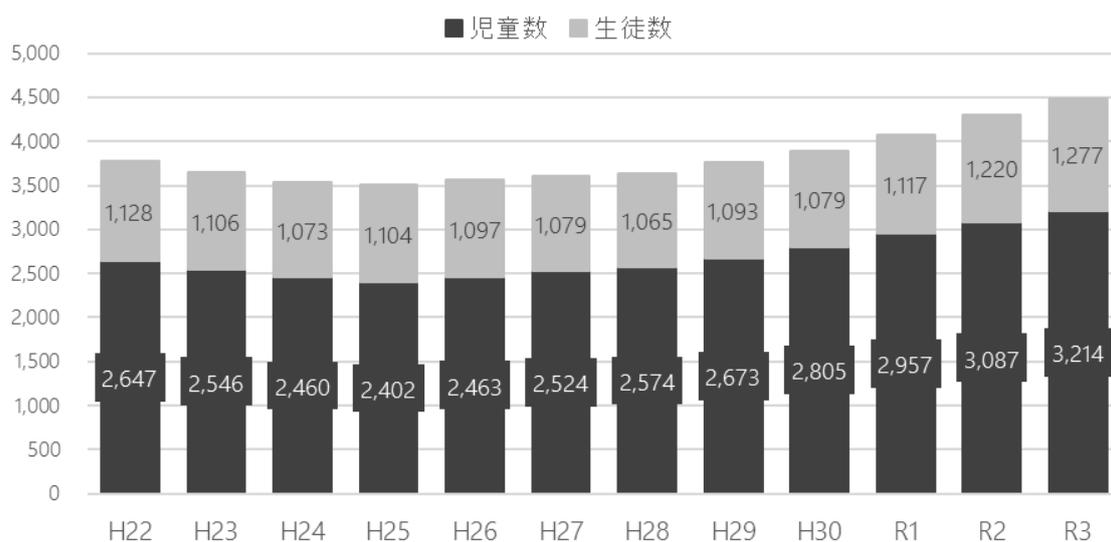
学校名	教室等の名称	数	併設している施設	備考
富士見小学校	普通教室	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじみこども園【2, 3階】</li> <li>・富士見わんぱくひろば【5階】</li> </ul>	施設設計当時の普通教室数：12  既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：17  令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：20
	理科室（準備室）	1		
	音楽室（準備室）	1		
	図工室（準備室）	1		
	家庭科室（準備室）	1		
	視聴覚室	1		
	コンピュータ室	1		
	図書室	1		
	特別活動室	3		
	教育相談室	1		
	給食室・ランチルーム	1		
お茶の水小学校	普通教室	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お茶の水幼稚園【1階】</li> <li>・アフタースクールお茶の水（学校内学童クラブ）【2階】</li> </ul>	新設予定の校舎における教室数等を記入
	理科室（準備室）	1		
	生活科室	1		
	音楽室（準備室）	2		
	図工室（準備室）	1		
	家庭科室（準備室）	1		
	図書室（メディアスペース・ルーム）	1		
	特別活動室	1		
	教育相談室	2		
	給食室・ランチルーム	1		
	千代田小学校	普通教室		
特別支援学級用教室		4		
理科室（準備室）		1		
音楽室（準備室）		1		
図工室（準備室）		1		
家庭科室（準備室）		1		
コンピュータ室		1		
図書室		1		
特別活動室		6		
教育相談室		1		
給食室		1		

学校名	教室等の名称	数	併設している施設	備考
昌平小学校	普通教室	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昌平幼稚園【1階】</li> <li>・小学館アカデミー昌平保育園【1階】</li> <li>・昌平まちかど図書館【1階】</li> <li>・神田児童館【5階】</li> </ul>	施設設計当時の普通教室数：12  既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：12  令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：12
	理科室（準備室）	1		
	音楽室（準備室）	1		
	図工室（準備室）	1		
	家庭科室（準備室）	1		
	コンピュータ室	1		
	図書室	1		
	特別活動室	6		
	教育相談室	1		
	給食室	1		
和泉小学校	普通教室	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずみこども園【1階】</li> <li>・いずみこどもプラザ【5, 6階】</li> <li>・ちよだパークサイドプラザ【5～7階】</li> </ul>	施設設計当時の普通教室数：12  既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：14  令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：15
	理科室（準備室）	1		
	音楽室（準備室）	1		
	図工室（準備室）	1		
	家庭科室（準備室）	1		
	コンピュータ室	1		
	特別活動室	2		
	給食室・ランチルーム	1		

## (5) 小・中学校別の児童・生徒数、普通学級数、平均人数

### ①児童・生徒数の推移

区立小・中学校の児童数・生徒数は増加傾向にあり、令和3年時点で児童数・生徒数の合計は4,491人となっています。



※各年5月1日現在

### ②小学校別・学年別の児童数

令和3年度時点での各区立小学校別・学年別の児童数は、以下のとおりです。

(単位: 人)	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
麴町小学校	106	98	105	85	86	91	571
九段小学校	92	89	93	70	90	79	513
番町小学校	63	77	66	71	70	78	425
富士見小学校	99	85	83	79	67	76	489
お茶の水小学校	60	46	50	34	52	41	283
千代田小学校	61	52	56	45	46	46	306
昌平小学校	54	34	47	33	40	48	256
和泉小学校	72	64	55	57	44	54	346
千代田小学校 (特別支援学級)	4	3	8	5	2	3	25

※令和3年5月1日現在

### ③小学校別・学年別の普通学級数

令和3年度時点での各区立小学校別・学年別の普通学級数は、以下のとおりです。

(単位：学級)	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
麴町小学校	3	3	3	3	3	3	18
九段小学校	3	3	3	2	3	2	16
番町小学校	2	3	2	2	2	2	13
富士見小学校	3	3	3	2	2	2	15
お茶の水小学校	2	2	2	1	2	2	11
千代田小学校	2	2	2	2	2	2	12
昌平小学校	2	1	2	1	1	2	9
和泉小学校	3	2	2	2	2	2	13

※令和3年5月1日現在

### ④小学校別・学年別の1学級あたり平均人数

令和3年度時点での各区立小学校別・学年別の1学級あたり平均人数は、以下のとおりです。

なお、35人学級への移行については、令和3年度は小学2年生が対象となり、それ以降毎年1学年ずつ高学年へ繰り上がり、令和7年度に全学年で完了します。

(単位：人)	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	全体
麴町小学校	35	33	35	28	29	30	32
九段小学校	31	30	31	35	30	40	32
番町小学校	32	26	33	36	35	39	33
富士見小学校	33	28	28	40	34	38	33
お茶の水小学校	30	23	25	34	26	21	26
千代田小学校	31	26	28	23	23	23	26
昌平小学校	27	34	24	33	40	24	28
和泉小学校	24	32	28	29	22	27	27

※令和3年5月1日現在

※1学級あたり平均人数＝児童数÷普通学級数

### ⑤学校内学童クラブの在籍状況

学校内学童クラブについては、定員に対し利用希望者が多く、現在のスペースでは足りないところが出てきています。

(単位：人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	定員
アフタースクールこうじ町 (麴町小学校内)	31	23	2	0	0	0	56	60
九段小学校アフタースクール (九段小学校内)	32	24	0	0	0	0	56	60
番町小学校アフタースクール 第一 (番町小学校内)	13	13	9	5	0	0	40	38
番町小学校アフタースクール 第二 (番町小学校内)	11	16	9	6	0	0	42	38
アフタースクールお茶の水 (お茶の水小学校内)	13	8	8	3	4	4	40	60
アフタースクールさくら (千代田小学校内)	23	14	15	11	0	1	64	70
アフタースクールさくら第二 (千代田小学校内)	15	12	12	9	0	0	48	55

※令和3年5月1日現在

### ⑥中学校別・学年別の生徒数・普通学級数・1学級あたり平均人数

区内の小学校を卒業した子どもの約半数が私立・国立中学校や中等教育学校へ進学すると言われており、区立中学校の入学者数の予測は難しい状況です。

現在、2つある区立中学校は、区内全域からの自由選択制を採用しています。

生徒数・平均人数 (単位：人) 学級数 (単位：学級)	1 学年			2 学年			3 学年		
	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数
麴町中学校	156	5	31	241	7	34	173	5	35
神田一橋中学校	89	3	30	43	2	22	88	3	29
麴町中学校 (特別支援学級)	2			3			4		
九段中等教育学校 (前期課程)	160	4	40	160	4	40	158	4	40

※令和3年5月1日現在

※1学級あたり平均人数＝生徒数÷学級数

## **(6) 小学校及び学区の特徴**

各区立小学校の学校要覧には、学校・地域の特徴として以下のとおり記載されています。

### **①麴町小学校・学区**

本校は、平成5年に千代田区公共施設適正配置計画のもと、麴町小学校と永田町小学校が統合してできた学校です。平成15年2月に旧麴町小学校校舎を全面改築した新校舎が落成し、同年4月より新校舎での教育活動を開始しました。

児童が通学してくる区域は、主に一番町、二番町、麴町、隼町、平河町ですが、学区は千代田、皇居外苑といった皇居周辺や、霞ヶ関、永田町の官庁街を含んでおり広範囲にわたっています。江戸時代には、旗本御家人の屋敷地であったと言われていますが、現在は国会議事堂、最高裁判所、都道府県会館、国立劇場等、国や地方公共団体の中枢機関を含んだ政治・経済・文化の中心地となっています。

昔のたたずまいを残す邸宅が散在する一方で、新たにマンション開発が進むとともに、麴町大通り（新宿通り）に沿った賑やかな商業地区を形成しています。

地域の学校に対する愛着は大変強く、学校の教育活動に対して協力的です。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/kojimachi-sho0105.pdf> を参考)

### **②九段小学校・学区**

山の手の閑静な住宅地で樹木が多く、私立中学校・高校・大学、大使館等があります。靖国通り近くの公道に面しており、古くから商店街が形成され、史跡等も点在しているところから訪れる人が多く、人・自然・文化が調和された美しい環境にあります。

教育に熱心な家庭が多く PTA 活動も充実しています。また、集合住宅が増加し、他地域から転入してくる核家族の家庭も年々増えつつあります。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/kudan-sho0105.pdf> を参考)

### **③番町小学校・学区**

本校は、平成5年に永田町小学校の一部と統合され、千代田番町小学校となりましたが、平成6年には再び番町小学校と改称されました。番町小学校は、明治3年に市ヶ谷八幡洞雲寺内に東京府下仮小学校として設置され、永田町小学校は、明治39年に東京市永田町尋常小学校として建設許可がおりており、共に長い歴史をもっています。

学区域は、紀州家・尾張家・井伊家の中屋敷があったほか、殆どが「番方」の住む江戸の武家屋敷町であったことから、「番町」という地名がつけました。明治維新後は、この地に政治家や文化人等が多く居住していました。

環境的には、四谷・市ヶ谷の外濠土手、紀州家跡の清水谷公園等、緑の多い高級住宅地として知られています。

近年は、大学や私立学校・在日外国人学校等が増え文教地区を形成しており、国際ホテルや高級マンションが林立し、町の様相が変わってきています。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/bancho-sho0105.pdf> を参考)

#### ④富士見小学校・学区

本校の周辺には外国大使館が点在し、国際色が色濃い地域となっています。

また、私立・公立の幼・小・中・高等学校や大学も多数ある文教地区であるとともに、飯田橋駅周辺から続く商業地域も抱えています。

学区域では、6つの町会主催の昔ながらの伝統行事や習わしが継承されています。

平成22年4月からは天然芝生の校庭、広大な体育館などを保有する、こども園・児童健全施設が一体となった複合施設の中の校舎になり、これらの特色を生かした教育活動の創造に取り組んでいます。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/hujimi-sho0105.pdf> を参考)

#### ⑤お茶の水小学校・学区

大学をはじめ、各種の学校が多く存在することにより、古くから書店・印刷・製本業・出版社が集中しています。また、飲食業・スポーツ用品店も数多く見られます。近年、建物の高層化が進み、街の景観が変わり始めています。

地下鉄・JRの駅が近く、交通の至便性が高く、昼間は学生やビジネスマン等の行き来で活気にあふれています。

地域は、学校に対する愛着が強く、学校の教育活動に協力的です。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/ochanomizu-sho0105.pdf> を参考)

#### ⑥千代田小学校・学区

学区域は旧神田区と旧麴町区とにまたがる大変広い地域であり、神田駅前商店街や須田町問屋街、大手町・丸の内ビジネス街・有楽町商店街・日比谷公園等を含んでいます。

ほとんどの児童は旧神田区から通学しています。また、近年、この地域はビル化が急速に進んでいますが、児童数は微増傾向です。

保護者の教育に対する関心は極めて高く、学校に対しても協力的です。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/chiyoda-sho0105.pdf> を参考)

### ⑦昌平小学校・学区

神田川をはさんで学区は大きく二つに分けられます。淡路町、須田町、小川町、駿河台一帯は銀行や老舗の飲食店等があり、比較的落ち着いたまちの様相を呈する一方、外神田一帯は秋葉原を中心とする電気街の中心にあり IT 産業のまちへと変貌を遂げようとしています。

保護者は、教育に対して関心がきわめて高いことが特徴です。

住民には土地っ子が多く、何代にもわたって本校の卒業生であるという家庭も少なくありません。したがって、町会などの地域団体も学校に対して大変協力的であり、連携した教育活動を行っています。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/shohei-sho0105.pdf> を参考)

### ⑧和泉小学校・学区

本校は、地域・家庭とともに和泉の教育を推進し、子どもたち一人一人が、人にやさしい・自分につよい子として育つ教育を目指しています。

地域は、子どもたちの先生として、教材・教室として、また家族として、学校への全面的な協力を惜しまない点が特徴です。

本校は、明るく・元気な和泉の子が育つ地域密着型の学校として機能していくことを地域から期待されています。

(出典：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/1831/izumi-sho0105.pdf> を参考)

### 3 普通教室確保に向けたこれまでの区の取組

#### ①特別教室やコンピュータ室の普通教室への転用

優先度を考慮して、活用頻度の高くない特別教室を普通教室へ転用してきました。また、GIGA スクール構想により一人一台タブレット端末を整備したことにより、普通教室においても端末を使うことができるようになったため、普通教室の不足が見込まれる学校については、コンピュータ室を普通教室に転用するための工事を行いました。

#### ②ランチルームを普通教室へ転用

公適配に基づいて整備された学校には、クラスや学年の枠を越えて一堂に会して給食を食べる場としてランチルームを設置していました。

しかし、児童・生徒数の増加等のために、本来の目的での使用は難しくなり、実際には少人数授業を行う際の教室や、会議室として使用しています。

そのため、普通教室が不足する学校については、ランチルームを改修し、普通教室として使用しています。

#### ③その他

児童数の増加に伴い、普通教室の不足が見込まれる状況となった場合は、併設している施設の一部を移転し普通教室に改修しています。

## 4 教育政策動向

### (1) 社会情勢の変化からみた教育行政の現状と課題

#### ①学校や学びのあり方の変革

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等、先端技術が急速に社会生活に浸透しつつあり、近い将来、仮想空間と現実世界が融合した新たな社会（Society 5.0）が到来しつつあります。

予測困難な時代となり、目の前の事象から解決すべき課題を抽出し、主体的に考え、多様な立場の人と協働しながら解決策を創出する資質・能力が一層求められます。

#### ②教職員の負担感の増加

従来から、教職員の業務負担感の増加が問題となっていました。新型コロナウイルス感染症対策等により、その負担感はさらに大きくなっています。

教職員の負担感を軽減するとともに、教職員でなければできない業務に全力投球でき効果的な教育活動ができる環境づくりが求められます。

#### ③多様な学びのニーズに対応

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒や外国人児童・生徒、日本語指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。様々な関係者との協力・連携を深めながら、多様な学びのニーズに対応することが求められます。

#### ④防災機能、バリアフリー化、温暖化対策

自然災害の頻発・激甚化により、災害時に地域の避難所を担う重要なインフラである学校施設の役割が重要視されており、学校施設での防災機能の強化やバリアフリー化をより一層推進することが求められます。

また、温暖化対策も求められます。

## **(2) 教育行政に関わる国等の動向**

### **①新学習指導要領**

子どもたちが、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動し、より良い社会や人生を切り拓いていく力（生きる力）を育むことを重視した内容となっています。

「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的に育むことを目指しており、そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が重要視されています。

### **②GIGA スクール構想**

学校において、「一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」ことと、「これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」ことを目指しています。

### **③公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正**

令和3年3月に法律が改正され、令和3年度から5年かけて、公立小学校の学級編成を1クラスあたり35人に引き下げることになりました。少人数学級と一人一台端末により、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められます。

なお、本改正案は、経過措置として、令和7年3月31日までの間、文部科学大臣が定める特別の事情（例、学級数の増加に伴い教室不足が生じる場合等）がある小学校にあっては、学級編制の標準を40人に据え置くことが可能です。

### **④新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について**

国では、一人一台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議において議論を進め、令和4年3月に報告書として取りまとめられました。

同報告書では、新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）として「Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」を掲げ、「未来思考」の視点として、以下の4つの視点が示されています。

### 【未来思考の視点】

1. 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
2. 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
3. 紙と黒板中心の学びから、一人一台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
4. どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

また、5つの姿の方向性として、以下が示されました。

### 【5つの姿の方向性】

1. 学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
2. 生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
3. 共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
4. 安全：子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
5. 環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

なお、同報告書には、学校施設の機能面での現状と課題として、以下の視点等が示されています。

1. 明治以来の片廊下一文字型の画一的な学校施設は、省エネ化等が図られていないものが多く、良好な温熱環境の確保が困難
2. 公立小中学校の普通教室の平均面積は64m<sup>2</sup>であり、約7割の教室が65m<sup>2</sup>未満
3. 人的なサポートも含め ICT 環境や学校施設の整備充実が課題
4. 一人一台端末を前提として学習への対応として、新 JIS 規格の机の導入が必要
5. インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備としての施設のバリアフリー化等を進めていくことが必要 等

### ⑤23 区の学校選択制、義務教育学校等の状況（令和3年度）

学校選択制の状況をみると、小学校においては、地域の児童数等実情に応じ、隣接区域選択制や特認校制等を実施している区もあります。中学校については多くの区で自由選択制を実施しています。

	区名	小学校					中学校					小中一貫校 義務教育学校 等 学校名 (太字は義務教育学校)
		自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	
1	千代田区						○					
2	中央区				○ R3:5校	○	○					
3	港区			○			○					・お台場学園<施設一体型> ・白金の丘学園<施設一体型>
4	新宿区						○					
5	文京区						○					
6	台東区						○					
7	墨田区			○			○					
8	江東区	○ 徒歩2km以内					○					・有明西学園<施設一体型> ・有明小学校・中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない
9	品川区			○			○					・日野学園<施設一体型> ・伊藤学園<施設一体型> ・八潮学園<施設一体型> ・荏原平塚学園<施設一体型> ・品川学園<施設一体型> ・豊葉の杜学園<施設一体型>
10	目黒区					○ 現在休止			○			
11	大田区											
12	世田谷区											・芦花小学校・芦花中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
13	渋谷区	○ R4廃止予定					○					・渋谷本町学園<施設一体型>
14	中野区											
15	杉並区											・杉並和泉学園<施設一体型> ・高円寺学園<施設一体型>
16	豊島区			○					○			・池袋本町小学校・池袋中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
17	北区											・王子小学校・王子桜中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
18	荒川区			○			○					
19	板橋区			○			○					
20	練馬区						○					・大泉桜学園<施設一体型>
21	足立区			○			○					・興本扇学園<施設分離型> ・新田学園<施設分離型>
22	葛飾区											・新小岩学園<施設分離型> ・高砂けやき学園<施設分離型>
23	江戸川区	○ 徒歩1.2km以内					○					・葛西小学校・葛西中学校※ ※小中併設。小中一貫校ではない。
	合計	3	0	7	1	2	15	0	2	0	0	小中一貫校 10 義務教育学校 7 その他(小中併設) 5

自由選択制	当該区市町村内の全ての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

参考：東京都教育委員会ホームページ

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2021/release\\_20210325\\_06.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2021/release_20210325_06.html)

各区ホームページ

## ⑥都立小中高一貫教育校の開校

令和4年4月に、全国初の公立小中高一貫教育校である、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校が開校されます。

同校は、小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的としています。

都立小中高一貫教育校が目指す教育	小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的とする学校です。
都立小中高一貫教育校の教育方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てます。</li> <li>○世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させます。</li> <li>○日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てます。</li> <li>○異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を想像する力を育てます。</li> </ul>

(出典：東京都教育委員会ホームページ)

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/consistent\\_school/about.html#moku4](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/consistent_school/about.html#moku4)

### (3) 小学校設置基準等の関係法令

#### ①小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

#### 小学校設置基準

##### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

#### 第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### 第二条 削除

#### 第三条 削除

#### 第二章 編制

（一学級の児童数）

- 第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

- 第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

- 第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。
- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

### 第三章 施設及び設備

#### (一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

#### (校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

#### (校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

#### (その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### (他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

#### 附則 抄

#### (施行期日等)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第十六条の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する小学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成一九年三月三〇日 文部科学省令第五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年一〇月三〇日文科科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

別表（第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

## ②中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科科学省令第十五号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

### 中学校設置基準

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

- 第一条 中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

#### 第二条 削除

#### 第三条 削除

#### 第二章 編制

##### （一学級の生徒数）

- 第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

##### （学級の編制）

- 第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

##### （教諭の数等）

- 第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。
- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

### 第三章 施設及び設備

#### (一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

#### (校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

#### (校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

#### (その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### (他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

### 附則 抄

#### (施行期日等)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十一条及び第六十五条の三の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則 （平成一九年三月三〇日 文部科学省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則 （平成一九年一〇月三〇日 文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附則 （平成一九年一二月二五日 文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

別表 （第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

### ③建築基準法（一部、抜粋）

下記に掲げる居室は採光上有効な開口部を設けなければならない。

採光が必要な居室の種類		開口部の有効面積／居室の床面積
(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教室	1/5

#### 第二十八条二

居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

### ④学校図書館法（一部、抜粋）

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

### ⑤建築基準法施行令（一部、抜粋）

#### 第二章 一般構造 第三節 階段

（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）

第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百十条又は第二百十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。

		階段及びその踊場の幅	蹴上げの寸法	踏面の寸法
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	140cm 以上	16cm 以下	26cm 以上

#### 第五章 避難施設等 第二節 廊下、避難階段及び出入口

（廊下の幅）

第一百九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

	両側に居室がある廊下における場合	その他の廊下における場合
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3メートル	1.8メートル

## ⑥小学校学習指導要領（一部、抜粋）

第2章 各教科 第9節 体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(6)第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

## ⑦小学校施設整備指針（一部、抜粋）

第2章 施設計画 第2節 配置計画 第2 校舎・屋内運動施設 2 建物構成

(1)校舎等は、3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、適切な規模の敷地の確保が困難なため、やむを得ず4、5階建規模の小学校校舎、又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

## ⑧東京都建築安全条例（一部、抜粋）

第二章 特殊建築物 第二節 学校

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校及び特別支援学校並びにこれらに類する専修学校及び各種学校の用途に供する特殊建築物の四階以上の階には、教室その他の児童又は生徒が使用する居室(以下この条及び次条において「教室等」という。)を設けてはならない。ただし、次に掲げる要件に該当する場合(特別支援学校並びにこれに類する専修学校及び各種学校については、知的障害のある児童又は生徒が利用する部分に限る。)は、この限りでない。

一 教室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路(排煙上有効に外気に開放されている通路を除く。)に排煙設備を設けていること。

二 各階の居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下この号において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。)の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしていること。

三 各階の教室等の各部分から直通階段の一に至る歩行距離又は避難階の教室等の各部分から屋外の出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

## ⑨学校教育法施行規則（一部、抜粋）

第四章 小学校 第一節 設備編制

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

## 第2章 課題のまとめ及び課題解決の方向性

解決すべき課題を、喫緊の対応が求められる「短期的課題」と、教育行政に関わる国等の動向や社会の変化を見据えた「中・長期的課題」に分類し検討を行いました。

課題解決に向けた方向性を踏まえ、今後、具体的な取組、ロードマップ等について検討が必要です。

### 1 短期的課題

#### ①児童・生徒数の増加による教室不足の解消

今後5年間、児童・生徒数は増加傾向が見込まれるため、各学校で必要な教室数の確保が求められます。

##### 【検討協議会での主な意見】

- ・ ランチルームは、実際には集会やワークショップなど多目的に利用されており、給食を食べる場所としては使われていないことが多い。特別活動のための教室が別があれば、ランチルームは必須ではないと感じるので、普通教室への転用を考えてもよいのではないかと。
- ・ GIGA スクール構想により、コンピュータ室は普通教室に転用していく流れになるだろう。
- ・ 給食室について、例えば比較的距離の近い、いくつかの学校の給食調理の集約化など検討する余地があるかもしれない。
- ・ 図書室の蔵書を別の空間に移動させ、普通教室に転用するのも1つのアイデアとしてあるのではないかと。

#### ②学校設置基準等に基づいた教育環境の整備

子どもたちにとって、より良い学びや運動等の教育環境を整備するため検討していく必要があります。

##### 【検討協議会での主な意見】

- ・ 体育の授業において、50m走のコースを直線では取れない学校もある。体力テストを行う際は、近くの中学校や運動場を活用しているケースもある。
- ・ 昼休みを分割したり、遊べる場所をローテーションしたりするなど、遊び方を工夫している。
- ・ 併設する幼稚園では、小学校と同じ広さの校庭を使うことができるので、運動量がかなり確保できるというメリットがある。同じ敷地内で小学生の姿を見せながら育てられることも教育的に意義がある。

### ③必要諸室の整理

設置基準等の関係法令に基づいて整理していく必要があります。

#### 【検討協議会での主な意見】

- ・特別教室にあたる教室をどこかに集約したり、小学校と中学校で共用したりという考え方もある。法令などによりハードルが高いかもしれないが、週に複数回授業をするのではなく、集中して活動した方がいい教科であれば可能かもしれない。
- ・法令上必要な諸室を整理し、外部へ移転できる可能性のある諸室等について検討してもよいのではないか。

#### 《課題解決の方向性》

- ・法令等により校舎に備えることが必要とされている諸室を整理するとともに、活用の優先度等を考慮したうえで、特別教室等の普通教室への転用の可能性について模索していく必要があります。また、校庭面積の確保や確保が難しい場合には代替となる場所の検討等を行っていく必要があります。

### ④学校内学童のあり方

千代田区では、小学校6年生まで受け入れています。入会希望者が多く、一部の学校では低学年段階で定員に達しています。

#### 【検討協議会での主な意見】

- ・小学校と同じ敷地内に学童クラブがあることのメリットは大きい。こうした学童クラブは、1・2年生の在籍が多い傾向がみられ、ニーズは高いと感じる。
- ・学童クラブはできる限り学校の敷地内で整備をしたいが、なかなか難しい現状もある。学校近くの民間ビルを活用するという方法も検討していく必要があるのではないか。
- ・学校の近くに学童クラブを単独で新設するのが難しいようであれば、施設を上手く共有する仕組みを考えていくという方向性もあるかもしれない。
- ・千代田区合同学童教室というアイデアもある。千代田区の学童を全員同じところに集め、巡回バスで行きも帰りも送迎する。学童はできるだけ学校の近くが良いと思うが、それが難しいようであれば思い切ってそのようなことをやってみるのも良いかもしれない。学区を越えた友だちもできるかもしれない。

《課題解決の方向性》

- ・小学校と同じ敷地内にあり、児童や保護者にとって安全・安心である学校内児童はニーズが高いといえます。しかし、児童数の増加に伴い、スペースの確保が課題となっていることから、学校内の諸室の整理と併せて検討を行い、場合によっては近隣施設の利用も検討していく必要があります。

## 2 中・長期的課題

### ①特認校制<sup>※</sup>の導入

**【検討協議会での主な意見】**

- ・選ばれる学校とそうでない学校が出ないように魅力作り等を進めていかなければならないだろう。
- ・小学生、特に低学年は地域との繋がりなどの面で、特認校制度を導入することへの課題もあるのではないかな。

※特認校制…従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、区内のどこからでも選択を認めるもの

### ②新たな学校種別の整備検討

**【検討協議会での主な意見】**

- ・新設の学校を建てるとした場合には、義務教育学校や施設一体型の小・中学校など、これまでと異なるものを据えるという方向性がよいのではないかな。
- ・令和4年4月に、公立初の小中高一貫教育校となる都立立川国際中等教育学校の附属小学校が開校するが、例えば、九段中等教育学校に附属の小学校を設置するという発想もあるかもしれない。同じ敷地に整備するのが難しいのであれば、別の敷地に小学校部門を整備して運用していく方法もあるかもしれない。

《課題解決の方向性》

- ・児童・生徒及び保護者に新たな選択肢を提供し、新たな学びを実現するという観点から、特認校制や新たな学校種別の整備について、他自治体の事例を調査し、千代田区における導入の可能性を検討していく必要があります。

### ③建替え、大規模改修

#### 【検討協議会での主な意見】

- ・建替えや大規模改修の際に校舎を高層化することに関しては、日陰の問題等があり、地域住民の理解を得にくいだろう。こうした課題については、解決に向けた直接的な動きとは別に、日常的に子どもたちがいる姿を見せていく、子どもがたくさんいる地域であることを地域住民に実感してもらうアプローチも必要なのではないか。

### ④近隣施設の利用

#### 【検討協議会での主な意見】

- ・千代田区は、小学校に他の施設を併設しているため、併設している施設もあわせてどうあるべきかを考えていく必要があるだろう。
- ・自治体によっては学校のプールを廃止して、公立や民間のプールを利用している。屋内のオールシーズン使えるプールを活用するという考えは新たな発想につなげていけるかもしれない。

#### 《課題解決の方向性》

- ・特別教室等の普通教室への転用を行ったとしてもなお、普通教室の不足が見込まれる場合について、施設の建替えや大規模改修、学校に併設している機能の近隣施設への移転等を検討していく必要があります。

### ⑤大学等各種学校、企業等との連携（産学官連携）

#### 【検討協議会での主な意見】

- ・大学施設が集まっている千代田区でしかできないことがあると考えている。例えば、午前中は各学校で授業をして、午後からは子どもたちが大学等自分で好きな場所を選んで学びに行けるというような仕組みができれば面白いのではないか。
- ・千代田区ならではの連携ということでは、大学だけではなく、企業や国際的な機関等との連携も考えられるのではないか。

#### 《課題解決の方向性》

- ・大学、企業等と既に連携を行っている事例を研究し、千代田区の地域特性や各地域・学校の特色を活かした、新たな学びのスタイルの確立について検討していく必要があります。

### 3 その他

**【検討協議会での主な意見】**

- ・地域の核として、学校の避難所機能という面も重要だろう。
- ・他自治体と比較して検討する場合、23区全体と比較するよりも、状況（児童・生徒数の増加等）が類似した自治体と比較するのが良いのではないか。

令和4年 第2回定例会日程(案)

[R4.6.21](#)

月 日	午 前	午 後
6月 16日 (木)	(告示日) 11:00 公共施設	1:30 議運
6月 17日 (金)		(議長会・競馬議会・清掃全協)
6月 18日 (土)		
6月 19日 (日)		
6月 20日 (月)		
6月 21日 (火)	11:30 議運	
6月 22日 (水)		
6月 23日 (木)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
6月 24日 (金)		1:30 議運
6月 25日 (土)		
6月 26日 (日)		
6月 27日 (月)		(清掃議会)
6月 28日 (火)		
6月 29日 (水)		
6月 30日 (木)	11:30 議運	1:00 継続会
7月 1日 (金)	11:30 議運	1:00 継続会
7月 2日 (土)		
7月 3日 (日)		
7月 4日 (月)	10:30 常任(企画・福祉)	
7月 5日 (火)	10:30 常任(地文)	
7月 6日 (水)	10:30 災害・危機	1:30 環境まち
7月 7日 (木)	10:30 あり方	1:30 公共施設
7月 8日 (金)		1:30 議運
7月 9日 (土)		
7月 10日 (日)		
7月 11日 (月)	10:30 常任(企画・地文)	
7月 12日 (火)	10:30 常任(福祉)	
7月 13日 (水)		1:30 議運
7月 14日 (木)	11:30 議運	1:00 継続会
7月 15日 (金)		

教育委員会資料  
令和4年7月12日  
子ども総務課

令和4年第二回

区議会定例会区長招集挨拶

# 令和4年第二回

## 区議会定例会区長招集挨拶

### 【目次】

はじめに

I	新型コロナウイルス感染症対策について	5
II	(仮称)第4次基本構想について	9
III	災害対策のさらなる取組について	13
IV	神田警察通り道路整備工事について	15
V	議案	18

\*本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和4年第二回区議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

## ○ はじめに

ただいま岩佐副議長から追悼の言葉がございましたが、去る6月5日、齢54歳の若さで帰らぬ方となりました、うがい友義議員に謹んで哀悼の意を表します。痛恨の極みであり、残念でなりません。

故うがい議員は、令和元年、多くの区民の方から推されて千代田区議会議員に初当選され、爾来3年余り、高い見識を存分に発揮され、区政の進展と区民福祉の向上に多大な貢献をなされました。

この間、企画総務委員会、地域文教委員会の委員として、多くの区政課題に積極的に取り組まれ、千代田区と区民のみなさまのために、誠心誠意ご尽力いただきました。特にまちづくりに関しては、一貫して所管の特別委員会に所属され、

熱心にご議論いただきました。この議場においてもその情熱を如何なく発揮され、これからのまちづくりを踏まえた道路空間のあり方について、熱くお考えを述べておられ、そのお考えは現在、本区の重要施策の一つとして取組んでいる、「ウォークアブルなまちづくり」へと繋がるものであります。区といたしましても、今後もうがい議員のご意見を賜りたいと考えていただけに、悔やまれてなりません。

また、地域イベントにおいても全体の進行を担われるなど、住民の方々のみならず、ご商売をされている方々とも同じ目線に立って、地域コミュニティの充実に情熱を傾けられ、まさに地域代表としての責務を全うされました。

ここに、生前における卓越したご手腕、あふれる人間性、強い正義感をもって区政に尽くされたそのご功績に心からの敬意を捧げますとともに、職員一同、生前いただきましたご厚情に心より感謝し、謹んでお悔やみ申し上げます。

次に、区政運営における所信を申し上げます。

今年、麴町區と神田區が合併し、千代田区の誕生から 75 周年を迎えました。これを記念して、75 年前の昭和 22 年当時に発行された千代田区の地図を再現・復刻した「区制 75 周年記念マップ」を製作し、希望者を募りましたところ、区内外から多くの反響をいただいたことから、急遽、6 月 5 日号の広報紙の付録として、全戸配布し、大変好評を得たところです。

区制が敷かれた昭和 22 年は、敗戦による連合軍の占領下であり、区民の多くは日々の生活に困窮しながらも、戦後復興を目指し、千代田区として新たなスタートを切った記念すべき年でありました。激しい戦禍を経験された先人たちの希求した平和への思いは、戦後まもない千代田区の誕生から 75 年経つ今も、しっかりと受け継いでいかなければならないと再認識しているところです。

一方、世界に目を転じますと、去る 2 月 24 日に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、4 か月が経過しようとする現在も、激しい戦闘が続いています。

この間、ロシアの侵攻に対し、ウクライナは自国の領土と主権保全のために、必死の抵抗を続けていますが、依然として侵攻が終息する兆しはありません。

本区は事態の発生を受け、3月4日には、議会のみなさまとともに、「国際平和都市千代田区宣言」のもと世界の恒久平和を実現するための行動として、ロシアの暴挙に対する抗議を表明いたしました。

こうした中、軍事侵攻が激化するにつれ、戦禍から命を守るために、母国ウクライナを離れ、他国へと避難する方が後を絶ちません。避難先は、周辺諸国のみならず、我が国、そして、本区にも及び、既にそれぞれの地域で避難生活を始めておられます。本区では、こうした避難者に対し、通学先の確保をはじめ、日常生活の支援や相談窓口の設置など、人道的観点から、一日も早く安定した生活が送れるよう、お一人おひとりに寄り添う、適宜適切な対応を図っております。

一方で、この軍事侵攻によって、北欧諸国のNATO（北大西洋条約機構）加盟を巡り新たな対立が生まれるなど、安

全保障情勢に大きな変化が生じてきているほか、原油やガス、小麦の価格高騰など、私たちの生活にまで影響が及んでいます。

加えて、北朝鮮による相次ぐ短距離弾道ミサイルの発射など、世界の平和が脅かされる事態が発生し、国際情勢は以前にも増して不透明な状況となっています。

私は、令和4年度当初予算の考え方でも申しましたとおり、お互いが触れ合い、理解し合う、「多様性と包摂」の気持ちを持つことが、これからの明るい未来のために重要だと考えております。こういった考えのもと、区民のみなさまのご理解とご協力をいただきながら、本区としてできることを一つひとつ積み重ね、平和な社会の維持発展に向け、今後も努力してまいります。

## I 新型コロナウイルス感染症対策について

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、申し上げます。

国内で新型コロナウイルスの感染者が発見されてから2年半が経とうとしております。過去最大の感染者を出し、千代田区においても猛威を振るったオミクロン株による第6波は、私たちに感染拡大の恐ろしさを再認識させることとなりました。

感染拡大は、今年の1月に激増した後、緩やかな減少傾向に転じておりますが、現在も、区内の感染者数は週あたり93人（6月13日から19日）で大きな変動がない状態であり、今後も予断を許さない状況が続いています。これまでの知見と経験を活かし、万全の体制を整えて不測の事態に備えていかなければなりません。

こうした中、さらなる感染防止対策として、6月1日から区民への新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を開始いたしました。重症化予防に重点を置く国の方針のもと、60歳以上の方および基礎疾患のある18歳から59歳の方を対象に、区内医療機関のご協力により、3か所の集団接種会場と約60か所の個別接種会場を設けるとともに、集団接種会場へ

の移動手段として、タクシー送迎を実施するなど円滑な接種体制を整えております。加えて、7月より一部の集団接種会場で新たに武田社ワクチン・ノババックスの接種を開始いたします。ノババックスは、従来のワクチンより副反応が少ないとされていることから、これまで接種を控えていた方々へ新たな選択肢を設けることにより、今後の接種率向上につながるものと期待しております。

一方で、政府は、外国人観光客の受入れ再開など水際措置の緩和をはじめ、医療への負荷を注視しながら社会経済活動を再開させていく方針をとっております。本区といたしましても、地域経済の再生のために、これまで得られた知見を活かしつつ、社会経済活動の再開を進めていかなければならないと考えております。

そのためには、想定される第7波の感染拡大に対しても、しっかりと備えていく必要があることから、第6波を超える感染者の発生を想定し、増大する発生届や自宅療養者への健康観察、療養ステータスなどの患者情報を管理し、療養終了

までの支援の強化や業務を効率化するために、新たな患者情報管理システムを導入するべく準備を進めております。

また、感染拡大時の逼迫する保健所業務の応援体制をはじめ、区民向けの重症病床および中等症病床の確保、感染状況に迅速に対応できる医療体制など、これまでの対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

他方で、コロナ禍を一つの契機として、子どもたちの学びのための ICT 環境の整備にも積極的に取り組んでおります。区立小・中学校、中等教育学校においては、国の GIGA スクール構想を受け、これまで区が推進してきた教育における ICT 活用をさらに充実させるために、その指針として「ちよだスマートスクール」を策定いたしました。この指針をもとに、ICT の活用を通じて、千代田区の地域リソース、教育リソースとの連携を図ることで、持続可能な社会の創り手として予測困難な社会を自立的に生き抜き、社会の形成に参画することができるよう、そのために必要な資質・能力の涵養に努めております。

新型コロナウイルス感染症対策においても、この指針を踏まえ、これまで整備を進めてきた ICT 環境と一人一台端末を活用し、感染不安等により登校できない児童・生徒や、学級閉鎖、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンライン等を活用した学びの継続をサポートするなど、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施しております。

いずれにいたしましても、区では、今後も引き続き感染予防と拡大防止に努め、区民の命と健康を守る取組みを徹底するとともに、コロナ禍による社会の変容にも対応できる、さまざまな施策に引き続き取り組んでまいります。

## Ⅱ (仮称) 第4次基本構想について

次に、基本構想の策定について申し上げます。

本区は、江戸開府以来、参勤交代や発達した水運により、多くの人々が江戸と諸藩を行き交うことにより、物資や情報

などさまざまな資源が集約し、攪拌され、そこで生まれた新たな潮流が地方に伝播されることで、都市としての活力とダイナミズムを有しています。そして、明治、大正、昭和と、我が国における政治、経済、文化の中心として、先人たちは様々な変化と困難を乗り越えて歴史を重ね日本の中心都市としての誇りをもって今の千代田を築き、現代の私たちに引き継いでくれました。

私たちが受け継いできた伝統は、先人たちが、新たな文化や価値を調和させながら発展させてきたものであり、変化への対応の歴史そのものであると認識しているところです。

未だコロナ禍が終息したとは言えない状況の中、私たちは、ウクライナ危機や世界経済の減速など急激な変化に直面しています。今後も区民生活を取り巻く環境は急速な変化をもたらすとともに、その変化の要因は今後さらに増していくことも考えられます。

私は、変化が激しく先行きの不透明な時代においても、先人から受け継いだ伝統をさらに発展させ、新しい時代に適応

しながら、力強く躍進するまちを築いていきたいと考えております。そして、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人々が輝き、彩りにあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちを目指したいと考えております。

こうした思いを込め、本区の将来像として、「伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を基本構想に掲げるべく、今後、区民や議会の皆さまのご意見をお伺いしてまいります。

私は、区長就任後の初めての招集挨拶で、「コロナに打ち克ち 千代田の新時代を築く」ことを、区政運営に臨む基本姿勢として申し上げました。その後の長引くコロナとの闘いの中、私は、改めて「命」や「人のつながり」の大切さを認識し、アフターコロナの暮らしに豊かさや明るさを実感できる新時代を築くことの重要性を痛切に感じております。

コロナ禍という未曾有の危機にさらされた私たちは、ただそのことを悲観し、諦めるのではなく、行動変容によってウィズコロナの生活様式に移行したり、デジタル技術の活用によ

ってコミュニケーションの取り方を工夫したりするなど、変化に柔軟に対応し、暮らしを進化させてきました。

将来像には、こうしたコロナ禍の経験を踏まえ、急速に変化する時代に柔軟かつ的確に対応し、基礎的な地方公共団体として、区民の命や健康を守ることを第一に、子ども、女性、高齢者、障害者など、すべての人が輝けるまちを実現したいという思いを込めております。また、デジタル技術を駆使し、イノベーションを通じて気候変動や脱炭素、文化、防災、エネルギーなど、様々な分野における課題の解決に努めるとともに、区民、事業者、他自治体など、多様な主体との連携や協働を進めることによって新たな活力も創出しながら、アフターコロナの暮らしに、明るさと豊かさを実感できる千代田の新時代を築いてまいりたいと考えております。

近く、基本構想の策定に向けて取りまとめる骨子については、様々な立場の方からご意見を頂戴するとともに、区民や学識経験者で構成する懇談会には叩き台をお示しし、ご議論いただくなど、多くの方々にご意見をいただくことを予定し

ております。それらのご意見を参考に議会の皆さまのご意見を踏まえながら、多くの方が共感できる基本構想を作り上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### Ⅲ 災害対策のさらなる取組について

次に、災害対策のさらなる取組について、申し上げます。

先般、都の首都直下地震の被害想定が 10 年ぶりに見直され、公表されました。

新しい被害想定では、都内の人口動向や建物の耐震化・不燃化の進展などの状況の変化や、熊本地震など全国各地で発生した大規模災害での事例による知見を加え、予測される被害の規模や身の回りで起こり得る災害シナリオが示されております。

具体的には、都全体では被害は軽減すると試算されており、本区の推計値についても死者数や建物被害件数、ライフライ

ンの被害率などは大きく減じております。本区においては、これまで建築物の耐震化の促進や電線類の地中化、情報連絡網の整備などハード・ソフトの両面から様々な施策を積極的に推進してきており、それらが一定の減災効果に寄与してきたものと認識しております。

一方、被害想定では新たな課題も見受けられます。帰宅困難者数については、都全体では約 517 万人から約 453 万人に減少する中、本区においては約 50 万人から約 59 万人に増加するなど、発災後の対応に関する課題が示されました。

また、生活への影響など時間の経過とともに変化する被害の様相や、応急復旧の進捗等をより具体的に描き出すシナリオなどから、区民や事業者、帰宅困難者の時間軸に沿った対応を検討していくことも指摘されております。

このため、区では、まず、都から示された新しい被害想定 of のさらなる内容確認や分析を早期に進めてまいります。また、地域特性から本区が抱える帰宅困難者対策については、被害想定に関わらず不断の取組みが必要であることから、帰宅困

難者等一時受入場所の拡大や、平時からの場所の周知等を推進してまいります。さらに今後は、都が令和5年度早期に修正する東京都地域防災計画を見据え、関係機関との緊密な連携のもと、千代田区地域防災計画の見直しを検討してまいります。

首都直下地震はいつ東京で発生してもおかしくはありません。今後も引き続き、区民をはじめ区内全ての人々の安全・安心に応えられるよう、災害対策の強化を全力で進めてまいります。

#### IV 神田警察通り道路整備工事について

次に、神田警察通りの道路整備工事について、4月25日から再開いたしましたⅡ期工事に対するこれまでの経緯と私の考えを、改めてご説明いたします。

当該工事は、令和3年第3回区議会定例会で工事契約議案のご議決をいただき、契約締結後、工事に着手いたしました。

その後、「神田警察通りの街路樹を守る会」から街路樹の伐採をしないことを求める要望書の提出をはじめ、区議会に提出された陳情の審査があったほか、私も守る会の皆様とお会いし、直接要望をお聞きしました。

これらの経緯を踏まえ、区では工事をいったん停止し、本年1月と3月に「神田警察通り沿道整備推進協議会」において、2回にわたり守る会と協議会の意見交換の機会を設け、伐採を含む道路整備工事に反対のご意見、賛成のご意見、様々いただきましたが、双方の意見が折り合うようとはありませんでした。さらに、議会の陳情審査の申し出を受け、本年4月9日には、神田っ子が胸襟を開いて意見交換を行う場を設けましたが、街路樹の取扱いについて、お互いの一致点を見出すことはできませんでした。

一方、コロナ禍で中断を余儀なくされた町会の総会等、地域の動きが再開する中で、私は様々なご意見を伺いました。子どもたちも、ベビーカーを押すパパ・ママも、お年寄りも、車いすを利用される方も、障害のある方も、そして、介護す

る方々も、自転車も安全で安心して通行できる道路にしてほしい。地域のシンボルとなるような道路整備で賑わいを取り戻してほしい。直接、そのようなご意見を多くお聞きいたしました。

樹木を守ることも、もちろん大切です。しかしその一方で、多くの皆様に協議会で検討を重ねていただく中で、「早期に工事を再開してほしい」という沢山の声があることも事実であります。そのため、お互いの一致点が見出せない状況が長く続けば、意見の対立を深め、地域に亀裂を生じさせることにもなりかねないと、強く認識するに至ったところです。

これらの状況を受け止め、今後の進め方につきましては、これまでの区議会でのご議論や多くのご意見を踏まえた上で、計画に従って工事を続行することを、区として決断した次第であります。

今回の工事については、皆様に様々なお立場とご意見がある中で、約10年間、沿道のまちづくりの在り方とともに、検討を重ねて行き着いた、行政としての「苦渋の決定」である

ことを、ご理解いただければと思います。

## V 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案についてでございます。

まず、

条例関係であります、

●条例の一部を改正するもの、5件であります。

次に、契約関係であります、

●外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について、1件、

●お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更について、1件、

●災害対策用備蓄物資の購入に関するもの、4件、

●お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部変更について、1件、

●特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施

行に伴う道路整備工事委託協定の一部変更について、1件、  
の計8件であります。

このほか、

●いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定について、1件。

また、報告関係として、

●令和3年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出  
予算の繰越しについて、1件、

●損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件につい  
て、1件、

●東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部を専決処分によ  
り変更した件について、1件

の計3件で、

●今回の付議案件は、合わせて17件であります。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますよ

うお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和4年第二回区議会定例会の開会の  
挨拶といたします。

ありがとうございました。

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	池田議員 (自民)	<p>○新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>○千代田区DX戦略の取り組みについて</p> <p>○こども家庭庁の新設について</p> <p>○(仮称)第4次基本構想の検討状況について</p> <p>○神田警察通り道路整備について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染状況と熱中症への対策を踏まえた今後のマスクの着用について</li> <li>・感染患者の情報管理体制や保健所への応援体制など第7波に備えた取り組みについて</li> <li>・DX戦略における具体的施策の進捗状況について、またその取り組みにより区民の利便性がどのように向上するのか</li> <li>・いわゆるデジタル弱者への対策について</li> <li>・こども基本法、こども家庭庁設置法に対する区の見解について</li> <li>・こども家庭庁を踏まえた今後の区の施策、サービス展開について</li> <li>・変化の激しい時代における基本構想の役割について</li> <li>・区民に共感の得られる基本構想を策定するための進め方</li> <li>・膠着状態のⅡ期工事で降今後の進め方について</li> </ul>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	牛尾議員 (共産)	<p>(1) 物価高騰から暮らしと営業を守ることに ついて</p> <p>(2) ロシアのウクライナ侵略をめぐって</p> <p>(3) 神田警察通り道路整備工事について</p>	<p>①異常な物価高騰がもたらしている暮らしや営業への影響を区長はどのように認識しているのか。</p> <p>②物価高騰から暮らしを守り、事業者や子育て世代を支援するための対策を提案する。</p> <p>①ロシアのウクライナ侵略について区長の認識を聞く。</p> <p>②政府がウクライナ危機を理由に防衛費(軍事費)を増額する方針を示したが、区長の認識を聞く。</p> <p>③「国際平和都市千代田区宣言」の立場で政府に核兵器禁止条約の批准することを求めるべきではないか。</p> <p>①地域に亀裂を生まないためにも区長が「多様性と包摂」の立場で対応すべき。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
3	大串議員 (公明)	<p>1. 平和と人道の世紀を目指して！</p> <p>2. 内部統制の制度構築を！</p> <p>3. 9価HPVワクチン接種へ補助制度を設けよ！</p> <p>4. 基本構想の策定について</p>	<p>1) ロシアによる核の使用をちらつかせウクライナへ侵攻するという暴挙は世界にかつてない緊張を生んでいる。国際平和都市千代田区宣言に謳われた核兵器の廃絶と恒久平和実現への取り組みが今ほど求められている時はない。そこで、改めて区長にその決意と今後の具体的な取り組みを問う。</p> <p>2) 提案として、今日まで平和使節団また地球市民ツアーに参加された方々による平和フォーラムの開催、そして「平和への提言」をまとめ、発表してはどうか。</p> <p>1) 平成29年の自治法改正で内部統制機能（150条）が加わり自治体事務の「管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保する」ことを目的に内部統制方針を策定することが定められた。そこで、区長に内部統制（法令順守）について基本的な考え方を問う。また区市町村は努力目標とされたが内部統制方針を早急に策定し制度化することを求める。</p> <p>2) 区長は「『職員に対する指揮監督』（154条）を通じて、内部統制の整備と運用を」（総務省の「内部統制制度の導入・実施ガイドライン」）行うこととなったが、今日まで内部統制はどう行ってきたのか、また今後はどのように行っていくのか。</p> <p>1) HPVワクチンはこの4月より積極的勧奨が再開となり、キャッチアップ接種も始まった。ワクチンの2価と4価は定期接種となっており全額が補助されるが、より効果が高い9価ワクチンを希望される区民もいる。承認されたものの任意接種であり高額な接種費用が課題となっている。そこで、9価ワクチン接種に区独自に補助制度を設けることを提案する。</p> <p>2) 9価ワクチン接種に関して、相談体制を構築すること、また対象者へ正しい情報提供を丁寧かつ確実にすること、そして接種対象者に男性も加えてはどうか。所見は。</p> <p>新たな基本構想を策定するが、区長の目指す千代田区の将来像とは具体的にはどういうまちなのか。また目標年は。</p>	区長 関係理事者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	林議員 (自民)	<p>がん対策</p> <p>HPV(子宮頸がん予防)ワクチン 4価(HPV65%4種類を予防) 9価(HPV88%9種類を予防)</p> <p>千代田区がめざす高齢者施設 の将来像</p>	<p>○がん予防に関する取り組みについて</p> <p>○子宮頸がん予防(HPV)ワクチンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッチアップ接種の取り組み</li> <li>・男性にも子宮頸がん予防ワクチンの公費助成を</li> <li>・4価と9価への公費助成を！</li> </ul> <p>・施設の運営形態について</p> <p>・事業の経営と職員配置について</p> <p>・医療措置について</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	米田議員 (公明)	<p>物価高騰対策について</p> <p>学校や園での感染症対策につ いて</p> <p>EBPM について</p> <p>带状疱疹について</p>	<p>国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油 価格・物価高騰対応分」が創設された。生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の 負担軽減など子育て世帯の支援、また、運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援 といった取り組みをしっかりと後押しすることが、総合緊急対策に明記されている。本区に おいても、当該地方創生臨時交付金を活用し、上記のような支援を重点的に行うべきと考える。 見解を伺う。</p> <p>これまでの行ってきた感染症対策と今後の対応について。また新たな感染症対策機器を活 用した対策について伺う。</p> <p>確かなエビデンスに基づいての政策の決定や実行、効果検証を行う EBPM について伺う。</p> <p>带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の 90%以上の方の体内に潜んでおり、50 歳 位から発症率は急激に上昇し、60 歳代から 80 歳代でピークを迎える。 そこで、带状疱疹ワクチンについて見解を伺う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
3	西岡議員 (自民)	ウクライナ避難民への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来日する避難民の現状</li> <li>・ 避難民への区の対応や課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 区または広域的な人道支援策</li> <li>→ 民間企業、団体との連携の必要性等</li> </ul> </li> </ul>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
4	河合議員 (自民)	2022年4月から新しい学習指導要領に基づいた高校家庭科の金融教育全般とその関連について	<p>金融教育という科目が存在しないなかで、金融教育の定義や継続性をどの様に構築していくのか。</p> <p>社会科・家庭科など教える事項が多い中で金融教育に焦点を当てて体系的に内容を深めるには各科目の連携や専門性の問題、授業時間の制約（金融教育指導時間は学校の裁量で判断）など克服する課題があると考えます。本区の現状と見解を問う。</p> <p>東京都金融広報委員会との連携、金融教育協議会や金融教育研究校への参加、外部人材や「地域経済発展に関する連携協定」の活用など本区の現状を問う。</p> <p>金融リテラシーが高結果な70歳代 一方特殊詐欺被害の9割が65歳以上という現実 東京都金融広報委員会と連携し金融教育を本区の広報戦略の一部とし、区民にフィードバックする施策を考えてはどうか本区の見解を問う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
5	木村議員 (共産)	<p>(1) 東京都の新たな被害想定をうけた、今後の区の防災対策について</p> <p>(2) 再開発事業に伴う区道の廃止処分に際して、公正で透明な手続きルールの確立を求める</p> <p>(3) 家賃助成事業について</p>	<p>○10年間の変化に対応した防災対策を 特に超高層ビル・マンションの増加、単身世帯の増加、地下空間の広がり等をふまえた対策について</p> <p>○家具転倒防止器具設置助成事業の復活を</p> <p>○区民や利用者への周知と意見聴取</p> <p>○道路の評価方法、売買価格の設定方法などの明示</p> <p>○区道を廃止して実現すべき公益性の事前明示等のルール化を</p> <p>○国に対し家賃補助制度の創設を求めよ。</p> <p>○現行の家賃助成事業の法的根拠は住宅基本条例か</p>	区 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
5	木村議員 (共産)		○助成期限を設ける理由は何か 等について	区 長 関係 理事者
6	飯島議員 (共産)	1) 75歳以上の医療費負担について  2) ジェンダー平等について	年金収入が命綱の後期高齢者にとって、見直しのたびに上がる保険料負担は大きく、可処分所得は激減。これに加え光熱費を始め物価高騰の中で、医療費の負担を増やすべきでない。  ① 10月から、今まで窓口負担1割だった方の中で、年収200万円以上単身者、320万円以上の複数世帯を対象に、負担の2倍化が自公政権によって決められたが、中止を求め、負担増にならないようにすべき ② 带状疱疹の予防注射の助成を求める  女性の社会進出の障壁になっているジェンダー格差の是正が政治に課せられている。  ① 男女の賃金格差の是正にむけて *区職員の男女賃金格差の現状を問う。 *事業者選定の際に、男女の賃金格差是正の取り組みを重視すること ② 選択的夫婦別氏制度導入について区長の見解を問う	区 長 関係 理事者
7	小林たかや議員 (自民)	1. 神田地域における駐車場附置義務の課題について	区は、令和3年7月に駐車場計画を策定し適正な駐車場配置の推進に向けて取り組みを進めているが、そうした取り組みが進んでいない地域が大半を占めている。駐車場をつくらなければならないため、建替え等の検討に支障をきたしているところもある。これが、神田地域の賑わいの低下の起因となるだけではなく、機能更新が進まないことから防災・環境面の機能向上の妨げにもなっている。駐車場附置は、神田地域のまちづくりの推進に大きな影響をもたらしているわけで短期的課題、中長期的課題の認識はあるか、ご見解は如何か。 一刻も早くこの課題に対応し、状況改善を図る必要があると考える。 ① 附置義務制度を整理しわかりやすくガイダンスをするとともに、相談体制の強化を求める。 ② 区からも適正な駐車場配置に向け地域にアプローチしていくことを求める。 ③ 各緩和ルールについても地域が自ら検討・選択できるよう議論する場を設けることを	区 長 教 育 長 関係 理事者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
7	小林たかや議員 (自民)	2. 佐久間学校通りに横断歩道の 新設の必要性について	<p>求める。</p> <p>① 日本通運本社の神田和泉町新築移転で通勤者が激増している。人の流れがかわった認識はあるか。通学時、混雑による子どもたちへの危険回避、安全確保のため横断歩道の 新設を求める。(朝の混雑緩和)</p> <p>② 横断歩道新設で導線が佐久間学校通りと佐久間町清美通りにつながれば、新たなにぎ わいが生まれ商売のチャンスとなりうる。ご見解は如何か。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
8	たかざわ議員 (自民)	1・区営住宅におけるミスマッ チについて  2・再生可能エネルギーの需要 と供給について	<p>区営住宅において長期入居者は家族構成が変わり、間取りと居住人数のミスマッチが増え ている、公営住宅法など様々な制約がある中、多くの自治体は課題ととらえていても対応で きずにいる。本区ではどのような認識か。また、区営住宅の管理状況はいかに。</p> <p>環境問題を考慮し、各自治体など次々と再生可能エネルギーの導入を決めている。ロシアが ウクライナに侵攻し化石燃料由来のエネルギーの供給も不安定な状況で、本区でも再生可 能エネルギーの導入を決めたと聞いている。どのような形で導入するのか、そもそも供給量 は足りているのか、費用や供給に問題はないのか。</p>	区 長 関 係 理 事 者
9	長谷川議員 (紡ぐ会)	共生社会に向けた障がい者支 援について    万世会館について	<p>・共生社会をめざす「千代田区の良かったこと」調査が実施された。よかったことの確認だ けでは問題点が浮かび上がらない。障がい者施策やサービスの向上につなげるよう、当事 者と家族からの聞き取りや懇談が必要ではないか。</p> <p>・ウォーカブルな街を推進する千代田区は、バリアフリーマップを監修し配布している。来 訪される障がい者が散策される際に必要とする支援が不足していないか。にぎわいの創出 に障がい者の意見が反映されているか。合理的配慮とバリアフリーについての考え方を問 う。</p> <p>・コロナ禍で葬儀を家族葬で執り行うことが増えている。万世会館のあり方を今一度区民 に広く調査し、機能更新を見直ししてはいかがか。</p>	区 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
10	小枝議員 (声)	<p>1. 千代田区に合意形成のルールは不要か。</p> <p>2. 日比谷公園の今後について</p> <p>3. ミッドタウン日比谷公共施設の区民利用について</p> <p>4. 区有地貸付について</p> <p>5. 万世会館建て替えの必要性について</p> <p>6. 番町まち並みの特性について</p>	<p>1) 神田警察通りの事例から</p> <p>2) 災害級の猛暑が来る。 亜熱帯化している神田、百年の気候変動、樹木のCO2吸収効果について、将来展望。 区内大径木の現状と方向性、他。</p> <p>3) 第4次基本構想の課題把握。</p> <p>1) 改修計画があると聞くが決定なのか、決まる前に説明会を都に求めるべき。</p> <p>2) 公園の東側に超高層5棟が並び立つことを区民は望んでいるか。区が指導した項目があるのか。</p> <p>3) テニスコートは、多種多様な樹木群は、どうなるのか、他。</p> <p>区民が知らない日比谷の公共施設を、区民に知らせ、利用できる体制はできているか。</p> <p>民間の特養、保育園から土地の賃借料をとる理由</p> <p>需要と民意の把握はしているか</p> <p>特性をどうとらえているか。</p>	区 長 関係 理事者
11	岩田議員 (立民)	<p>区の説明の在り方について</p> <p>区長からの「岩田かずひと議員の一般質問に関する」申し入れについて</p>	<p>再開発や街づくりなどについて、区が区民や我々議会に説明をする際に何故『不都合な真実』を積極的に明らかにしないのか。</p> <p>区長は本会議場で発言の機会が与えられていながら、そこでは発言せずに後になって申し入れをするというのはどのような見なのか。</p>	区 長 関係 理事者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第2回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
12	岩佐議員 (立憲)	1. バリアフリーについて 2. AYA世代のガン患者支援について 3. 子ども支援	道路整備におけるバリアフリー基準の考え方について AYA世代（15歳～39歳）のがん患者が治療と就労・学業・育児等を両立するための支援について ①小学校高学年・中高生の居場所について ②離婚時の子の養育費確保・面会交流支援について ③物価高騰に直面するひとり親支援について	区長 教育長 関係理事者
13	小野議員 (都ファ)	1. PTA活動への支援 2. インクルーシブ社会の醸成に必要な子ども達の環境支援 3. 環境配慮への啓発と支援	(1)各校のPTA活動に必要な支援の検討について ①PTA活動のDX化支援 ②児童、生徒の学びに寄与する活動への支援 (1)ダイバーシティとインクルージョンの醸成に必要な環境設定と調整 ①公共の場の環境整備について ②教育の場の環境調整について (1)区民の取組み啓発について (2)プラスチック資源循環法施行に伴う区取組み ①プラごみ減につながる飲食店支援	区長 教育長 関係理事者
14	嶋崎議員 (自民)	東京都が5月に公表した首都直下地震による新たな被害想定について本区の考え方	1. 今般の被害想定について、まず、帰宅困難者が増えた理由も含め区としての受け止め、更には今後の災害対策の重点をどのようにお考えか？ 2. 災害時の区内団体や企業等との協力体制、或いは関係区との連携などについてどのように現状認識を行い、実効性を担保しているのか？また、災害時における舟運の活用性についての考え方は？ 3. コロナ後であっても感染症対策などは引き続き取り組まなければならないと思うが、区としてはどのように対応していくつもりか。避難所運営協議会など地域との関係も踏まえての対策は？	区長 関係理事者

**令和4年第2回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要**

自民	池田 ともりの 議員	代表質問	1
質問要旨	<p>こども家庭庁の新設について</p> <p>○こども基本法、こども家庭庁設置法に対する区の見解について</p> <p>○こども家庭庁を踏まえた今後の区の施策、サービス展開において、横断的な対応や一括した窓口の設置など今後の組織体制、執行体制について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>○学校でのマスクの着用についての見解について</p>		
答弁者	教育長、子ども部長、教育担当部長		

<教育長>

池田議員のこども家庭庁の新設に関するご質問のうち、こども基本法、こども家庭庁設置法に対する区の見解について、お答えいたします。

こども家庭庁は、全ての子どもに対して必要な支援等が抜け落ちることがないように、子どもや子育て世代の視点に立った政策を総合的かつ包括的に推進することができる体制を実現するためのものと認識しています。

本区においては、国に先んじて、平成19年から教育委員会において「子育て部門」も所管し、児童福祉や教育の施策を横断的に捉え、0から18歳まで、切れ目のない支援に取り組んでいるところです。

このことは、こども家庭庁設置の趣旨でもある、子どもを真ん中に置いた社会づくり、子どもを産み育てやすい社会づくりに合致するものであると認識しております。

一方、こども基本法は、すべての子ども政策に横串を刺していく理念法であり、名実ともに子どもが中心に据えられた法律となっています。

子どもは、心身の発達の過程にある者として、人権侵害を受けやすい特性を考慮しながら、個々の子どもの年齢や発達の状況を十分踏まえつつ、子どもを権利の主体として、社会全体でその権利を遵守する必要性を明記しています。

本区におきましても、こども基本法を踏まえ、子どもの権利を包括的に保障し、子どもが中心に据えられた理念的な姿勢について、現在、改定作業中である「(仮称)子育て・教育ビジョン」の中で、明確にしていまいります。

いずれにしましても、子どもの最善の利益を第一に考え、全ての子どもたちが、夢と希望をもち、誰一人取り残さず、健やかな成長を地域全体で支援できるように、全力で取り組んでまいります。

<子ども部長>

池田議員のこども家庭庁の新設に関するご質問のうち、こども家庭庁を踏まえた今後の区の施策、サービス展開などのご質問にお答えいたします。

こども家庭庁は、少子化対策や子育て支援、子どもの貧困対策、虐待防止など幅広い分野を一元的に担い、縦割り行政などのはざままで受け止めることができなかった子ども達を、だれ一人取り残さずに支援をしていくための、子ども施策の司令塔となるものと認識しております。

本区の子ども施策を取り巻く課題についても、ひとつの家庭に要介護の親と障害のある子がいるといった複合的な問題を抱え、支援内容が多岐にわたるなど、様々な要因が複数絡み合っていることが多く、従来の教育や福祉の枠組みでは受け止めきれない問題を子ども目線で受け止め、対応していくことが求められています。

これまでも、子ども部と保健福祉部が連携して対応を図ってまいりましたが、こども家庭庁の設置を契機として、これまで以上の連携と横断的対応が不可欠であることは議員ご指摘のとおりです。

今後のサービス展開につきましては、子育てコーディネーターによる一括した総合案内の充実や有機的な組織・執行体制の検討はもちろんのこと、より一層、組織間の連携を密にし、どの窓口で相談を受けても、関連するサービスを総合的に案内できるように努めてまいります。

あわせて、職員の業務知識の向上を図るとともに、子育て・教育と保健福祉における、細分化されたサービスや支援について、デジタル技術を活用した情報共有や区民への案内の充実などにより、所管の枠を超えて「つなぐ、つなげる」ことを基本とした、施策やサービス展開に取り組んでまいります。

#### <教育担当部長>

池田議員の学校でのマスクの着用についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校の児童・生徒についても、国や東京都の通知で、熱中症リスクの高い登下校や体育の授業などで、マスクを外すことが推奨されました。教育委員会では、これらの通知を踏まえ「千代田区立学校における感染症対策等ガイドライン」を今般改訂したところです。改訂ガイドラインの中では、学校生活において原則マスク着用とはしているものの、幼児にはマスクの着用を一律には求めない、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合には、換気や十分な身体的距離に配慮したうえでマスク着用の必要はないこととしました。ただし、児童・生徒に熱中症対策等のため、マスクを外すよう指導する際は、着用を禁止する趣旨ではなく、マスクの着用を希望する児童・生徒に対しては適切な配慮を講じることとしております。

いずれにいたしましても、学校の中で新型コロナウイルス感染症が拡がることのないよう、引き続き基本的な感染症対策を徹底してまいります。

共産	牛尾 こうじろう 議員	代表質問	2
質問要旨	<p>物価高騰からくらしを守り、事業者や子育て世代を支援するための対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭の子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大と給付額の上乗せについて</li> <li>○保育園(私立・指定管理も含む)、特別養護老人ホームなど、食事を提供している施設の実態調査を行い、必要であれば支援を行うことを求める。</li> </ul> <p>物価高騰から暮らしと営業をまもる対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学援助の準要保護の基準を緩和してはいかがか</li> <li>○学校給食について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区として食材の高騰分を支援することを求める</li> <li>・区として無償化を検討し、国に無償化を求めて欲しい</li> </ul> </li> </ul>		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

牛尾議員の子育て世代を支援するための対策に関するご質問のうち、まず、子育て世帯生活支援特別給付金に関するご質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給につきましては、既に対象者へのご案内は終了し、6月30日（本日）、支給予定となっております。

本区では、独自の取組みといたしまして、誕生準備手当や児童手当に所得制限を設けず、高校生相当年齢まで対象を広げた次世代育成手当、及び高校生までを対象とした医療費助成など、子育て世帯への経済的負担を軽減するための支援を行っております。

議員ご質問の子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せにつきましては、国が定める給付基準に則っており、独自給付を行うものではないと考えております。

今後とも、本給付金に加え、引き続き、本区独自の様々な支援により、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めてまいります。

次に、食事を提供している施設の実態調査や支援に関するご質問についてお答えいたします。

保育園は、現時点におきまして切実な訴えはなく、厳しい状況ではあるものの経営努力により、やりくりができています。

また、特別養護老人ホームなど、他の食事を提供している施設もその大方が同様の状況であると認識しております。

なお、私立保育園へは、在籍する区内在住の3歳児以上の副食費を補助しており、この補助単価は国の基準によって一律に定められております。

今後とも、物価高騰によるコスト増による影響を踏まえ、国の補助基準等の動向を注視するとともに、区内の私立保育園への巡回相談を強化し、食材の高騰に関する状況の確認やニーズの把握に努めてまいります。

<教育担当部長>

牛尾議員の物価高騰に対する子育て世代への支援のうち、就学援助、学校給食の無償化等についてのご質問にお答えいたします。

最初に、就学援助の準要保護の基準を緩和することについてですが、本区の準要保護の基準は、平成30年度の生活保護基準（第73次）をベースに、世帯所得が生活保護基準の1.3倍未満を対象としております。この基準は他自治体と比較しても対象の範囲は適切と認識しており、直ちに緩和することは考えておりません。

次に、学校給食の食材の高騰分を区として支援することについてですが、食材費高騰等の影響により、給食の質や量の低下がないよう、既に補助金単価の引き上げを検討しております。

最後に、学校給食の無償化についてですが、学校給食法では、給食を運営する経費は設置者である区が負担、それ以外の食材費等の経費は保護者負担となっていることから、現在区として無償化を検討することは考えておりません。また、国へ無償化を求めていくことについては、特別区の所管課長会、部長会などで国への要望事項とするか、他区とも協議したいと考えております。

いずれにいたしましても、子どもたちの学びや学校給食に対し、物価高騰等の影響を受けないような対策に取り組むことは、教育委員会としても重要であると認識しておりますのでご理解願います。

自民	米田 かずや 議員	一般質問	2
質問要旨	<p>学校・園における感染症対策について</p> <p>○これまでに学校や園で行ってきた新型コロナウイルス感染症対策と、今後、その他の感染症と同時流行など変化が見込まれるコロナウイルスにどのように対応していくのか。</p> <p>○学校や園（特にマスクを付けることができないクラスを優先）等の施設に、コロナウイルス不活性化の実証データを有する空気循環式紫外線清浄機を導入し感染症対策を行っては如何か。</p>		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

米田議員の学校・園での感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまでの対策と今後の対策についてですが、これまでの対策といたしましては、各施設入口への体温センサーや消毒用アルコールの設置、日々の清掃・消毒を行っております。また、議員のご質問にあるとおり「区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」の策定のほか、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の発出の都度、学校・園に対し、対応に関する通知を送付しております。その他にも、感染不安等で学校に登校していない児童・生徒に対してのオンライン学習、感染症の専門家による現場視察によるアドバイス、教職員などを対象としたワクチン接種を実施するなど、その対応に努めてまいりました。

今後の対策につきましては、6月に改訂した「感染症対策等ガイドライン」に基づく基本的な感染対策を徹底するとともに、インフルエンザとの同時流行への懸念に対し、専門家の協力やアドバイスを得ながら、これまで以上に感染のリスクを低減する方策を早め早めに講じてまいります。

次に、空気循環式紫外線清浄機の導入についてですが、議員ご提案の紫外線による殺菌については、業務用厨房などの殺菌灯をはじめ、理髪店や公衆浴場などでの櫛（くし）やはさみの殺菌保管箱など、以前から除菌に用いられ効果を上げてきた経緯がございます。また、議員ご指摘のように、最近の研究において、一定の波長の紫外線照射により、ウイルスRNA（リボ核酸）を損傷させ、新型コロナウイルスのほか、いくつかのウイルスを不活化することが報告されており、その効果に期待が寄せられているところです。夏季の熱中症対策などによりマスクを外す場面も増えるであろう、学校の教室や保育園の保育室などにおいて、換気に加えて空気循環式による空気清浄は、感染リスクを減少させる一助となる可能性があるものと認識しております。

教育委員会では、こまめな手洗いやうがいの励行、換気、正しいマスクの着用といったこれまでの学校・園での感染症対策を引き続き実施しつつ、さまざまな殺菌装置が市場に存在する中、空気循環式紫外線清浄機についても、今後の新たなウイルスへの備えも兼ねたものとして検討するとともに、学校・幼稚園・保育園にも積極的に情報提供してまいります。

自民	河合 良郎 議員	一般質問	4
質問要旨	<p>「金融教育」について</p> <p>○社会科や家庭科など教える事項が多い中で金融教育に焦点を当てて体系的に内容を深めるには各科目の連携が不可欠と考える。本区の現状と課題、見解を問う。</p> <p>○適切に指導の充実を図っていくためには、政府機関や民間団体、中</p>		

	でも、東京都金融広報委員会との連携・協力は重要と考える。本区の現状と課題、見解を問う。 ○本区独自に「地域経済発展に関する連携協定」6番（産学官連携）を活用した取組も行うことができると考える。本区の現状と課題、見解を問う。
答弁者	教育担当部長

<教育担当部長>

河合議員の「金融教育」に関するご質問にお答えいたします。

まず、金融教育に焦点を当てた、体系的な内容を深めるための、社会科や家庭科など各科目の連携による指導についてですが、議員ご指摘の通り、高等学校では、令和4年4月に改訂された学習指導要領において、必修科目である家庭科の学習で、「資産運用」や「資産形成」について、また、公民科では金融の働きについて学ぶことになっております。消費や金融、経済については、小・中学校においても、主に社会科や家庭科の内容として指導することとなっております。教育委員会では、令和4年4月からの成年年齢引下げにより、消費や契約が中・高生にとって一層身近なものとなったことにより、学校における金融教育の重要性が益々高まっていると認識しております。議員ご指摘の、金融教育に焦点を当てた、体系的な指導内容の関連性が必要であるという点は、その意味においても指導上の工夫が必要な部分の一つとして捉えております。具体的には、中学校・中等教育学校では、各教科の年間指導計画に基づき、各単元において時数を確保し、金融教育を実施しています。また、社会科及び家庭科における金融教育について、カリキュラム・マネジメントの観点から各教科における指導時期を揃えることで生徒が内容を関連付けながら学習できるよう工夫している学校もあります。教育委員会といたしましては、引き続き、各学校における金融教育の充実を図るとともに、金融教育の考え方や育成すべき資質能力、系統性や関連性等について、各学校への説明や教員研修を通して指導・助言してまいります。

次に、政府機関や民間団体、東京都金融広報委員会等、外部機関との連携や人材の活用についてですが、外部機関の専門家との連携やその活用は、子どもたちが学習内容をより身近なものとして、また、自分事としてとらえるために効果的であると考えております。実際に、外部講師を招聘し、世界の金融市場の動きについて学ぶ機会を設定している学校もございます。議員ご指摘の東京都金融広報委員会や金融庁においても、学校向けの「金融教育」に関する学習支援や出張授業を行っております。こうした外部機関との連携や人材活用の情報を学校とも共有し、各学校がそれぞれの発達段階に応じた金融教育について適切に指導が行われるよう、教育委員会としても指導・助言を行ってまいります。

最後に、「地域経済発展に関する連携協定」6番（産学官連携）を活用した本区独自の取組についてですが、千代田区、東京商工会議所千代田支部および興産信用金庫は、令和3年7月に地域経済の発展に係る連携強化を図るため、「地域経済発展に関する連携協定」を締結しており、その内容として産学官連携に関することが含まれているのは、議員ご指摘の通りです。教育委員会といたしましては、前述した外部機関との連携の方向性の一つとして、本協定の活用について、まずは所管の地域振興部とも協議をしてまいります。

立憲	岩佐 りょうこ 議員	一般質問	12
質問要旨	子ども支援について ○小学校高学年・中高生の居場所づくりについて ○生活が苦しい子育て世帯への支援について		

<子ども部長>

岩佐議員の子ども支援に関するご質問のうち、まず、小学校高学年・中高生の居場所づくり事業について、お答えいたします。

昨年度の区内児童館における中高生タイムの利用人数は約7,500人であり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった一昨年度からは利用者数は増加しているものの、5年前の6割程度にとどまっており、小学校高学年の児童館利用人数とともに減少傾向にあります。

課題といたしましては、本事業の認知度や利用できる時間帯等が考えられますが、特に近年では、個人的な趣味や興味に関わるものや自由に使える空間など、社会的な居場所というより、個人的な居場所へのニーズの高まりから、現状の中高生タイムでは、中高生等が求めるもの全てを充足できていないと認識しております。

このため、今後とも中高生等が安全に過ごせる居場所の重要性を認識しつつ、児童館等をより一層、気軽に安心して寄れる場所としていくために、他自治体の取組も参考にしながら、中高生の利用につながるよう、内容の充実を図ってまいります。

また、議員ご指摘の通り、児童館に限らず、福祉施設等においても多世代交流の観点から、中高生等の地域の魅力ある居場所として活用していくため、関係所管と議論を深めてまいります。

次に、生活が苦しい子育て世帯への支援についてお答えいたします。

本区では、子育て家庭への「食の支援」に限定した事業は行っておりませんが、さまざまな問題を抱える家庭の要保護児童等を対象に、児童の生活支援の向上と保護者の養育支援を図ることを目的として、宿題などの学習支援や食事の提供を行っております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食事の配達による実施を含め、本事業を23回実施いたしました。

今後とも本事業を継続していくとともに、議員ご指摘のとおり、物価高騰の状況も踏まえた、子どもの食の支援を行う店舗や団体、企業の善意に基づく取組みを支援する観点から、まずは、「子ども食堂」などの取組について、区の広報紙等を活用し、区民向けに情報提供を行ってまいります。

都民	小野 なりこ 議員	一般質問	13
質問要旨	P T A活動への支援について (1) P T A活動のD X化への支援について (2) P T A活動の中で、必要に応じ区が相談を受け、支援することについて インクルーシブ社会の醸成に必要な子ども達の環境支援 (1) ダイバーシティとインクルージョンの醸成に必要な環境設定と調整 ○公共の場の環境整備について ○教育の場の環境調整について		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

小野議員のP T A活動への支援のうち、まず、P T A活動のD X化への支援についてのご質問にお答えいたします。

P T Aは、区立の各幼稚園・小・中学校に組織されており、それぞれ親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関わる活動に取り組むとともに、家庭・地域・学校の連携をより一層深める役割も期待されるなど、幼児・児童・生徒の健やかな成長を図る観点から、大変重要な役割を担っています。

P T A活動において、デジタル技術を活用することは、昨今の社会状況の流れでもあり、P T A役員間のより円滑な意見交換や長い拘束時間の解消など、特に働きながら参加する方などにとっては、より効率的な運営や様々な負担軽減につながるものと考えております。

また、D X化への区の支援といたしましては、今年度、地域コミュニティ活動事業において、機器購入費用を助成する制度を創設しております。

この助成制度について、改めて、教育委員会事務局からP T Aへ周知し、活用の促進を図ってまいります。

次に、必要に応じ、区が相談を受けたり、支援したりすることについてのご質問にお答えいたします。

教育委員会事務局では、区立小学校8校のP T A会長で構成する「八校会」主催事業の準備から運営の支援、及び「こども110番」への活動などへの支援を行っております。

また、各P T Aとは、必要に応じて懇談の場を設けるなど、区とP T Aが顔の見える関係性の中で、P T A活動に関する意見交換を行っております。

今後も引き続き、P T Aが児童・生徒の学びに寄与する活動を行う場合には、P T Aと意見交換をしながら、可能な限り、必要な支援を行ってまいります。

次に、インクルーシブ社会の醸成に必要な子ども達の環境支援に関するご質問のうち、児童館について、お答えいたします。

児童館では、0歳から18歳までの幼児・児童とその保護者、障害のあるお子さんにもご利用いただき、乳幼児期から楽しめる様々なプログラムや子育てに関する保護者向けの講座、及び育児の悩みや不安のご相談にも対応するなど、地域の多世代や多様な方々が関わる居場所として運営しております。

今後とも、ご案内いただきました他自治体の取組等を参考にしながら、専門スタッフ等による見守りのもと、障害の有無や年齢を問わず、親子が安心安全に一緒に過ごせる場所の提供に努めてまいります。

#### <教育担当部長>

小野議員の「インクルーシブ社会の醸成に必要な子ども達の環境支援」の中の、教育の場の環境調整に関するご質問にお答えします。

今回「発達性読み書き障害」に焦点を当てたご質問とのことですが、まず、ご要望の就学時検診での10文字音読の導入についてですが、現在、本区における就学時検診の際の検査内容は、日本学校保健会による「就学時の健康診断マニュアル」に則り実施をしております。10文字音読の導入については、様々なご意見や大学等における研究成果も参考にしつつ、他自治体の導入状況を注視してまいります。

次に、読み書きが困難な子ども達の早期発見と効果の高い取り組みの積極的な導入についてですが、議員ご指摘の通り、教員と保護者間の連携を進めていくための手だての一つとして「教育支援シート」を活用しております。このシートは「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を一つの様式としたものであり、作成にあたっては、保護者及び子どもの教育的ニーズを十分に聞き取ることや関係機関と緊密に連携を図ることが必要であると捉えております。本シートの活用を進めていくため、引き続き管理職及び教員を対象とした研修による啓発や周知、適宜のリーフレットの更新

等進めてまいります。また、読み書きに関する専門家の活用と人材確保の制度整備についても、現在区が配置している巡回アドバイザーには言語聴覚士を含んでおり、こうした専門家が各学校を必ず巡回し、学校からの要望により、派遣回数を増やすなどの対応をしております。加えて、必要に応じ都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる専門家派遣も活用し、児童・生徒の困難さに応じた適切な指導と必要な支援の在り方について、助言を受けられるようにしております。

この8月には、管理職及び教職員等を対象とし、保護者との連携によるインクルーシブ教育システムの構築についての研修を実施いたします。こうしたことを通して、教育委員会としても各学校現場でのインクルーシブ教育について助言・支援を続けさらに充実を図ってまいります。

最後に、九段中等教育学校における適性検査での配慮についてですが、入学者決定に係る適性検査において、障害等のある受検者は、「中等教育学校入学者決定に関する実施要綱」に定める、所定の申請をすることにより、医師の診断書等に基づき、検査方法、検査時間及び検査会場について、適切な措置を講じております。この特別措置には「発達や情緒に関する受検時の支援」も含まれております。受検時の合理的配慮につきましては、議員のご指摘も踏まえ、学校が個別の事例に適切に措置が講じられるよう、教育委員会としても体制の支援をしてまいります。

# 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン

～ちよだの子ども健康を守るために～

令和4年度6月改訂版

## 【基本的な方針】

「千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」は、国のマニュアルや東京都のガイドライン、その他関係法令等の考え方を基本とし、必要に応じて、千代田区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が、千代田保健所（以下、「保健所」という。）や学校と協議のうえ対応を決定する。

なお、本ガイドラインは、基本対策として当面適用とし、今後の国や東京都による宣言や措置が発出された場合には別途対応を周知する。

幼児は、このガイドラインに準じつつ、園の実情や発達を考慮した対応とする。

## I 学校における対応

### 1 登校時の健康観察等について

- (1) 児童・生徒の、家庭での検温結果及び健康状態を教職員が確認する。
- (2) 平常時よりも高い発熱等の風邪の症状がみられる場合又は咳や倦怠感等で体調が悪い場合は、保護者に連絡し、学校への迎えを依頼する。保護者が来校するまでは、他の児童・生徒と接することがないように、当該児童・生徒には、別室等で待機させる。
- (3) 教職員は、毎朝検温及び健康観察を行うとともに、出勤時は健康チェックを行い、管理職は教職員の体調等について確認する。

### 2 基本的な感染対策について

- (1) 児童・生徒は、原則マスクを着用とし、不織布マスクの推奨、正しいマスクの着用を徹底する。  
（幼児は、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させない。発達や活動等を考慮した対応をする。）
- (2) マスクを忘れた場合や汚してしまった場合は、学校の判断により予備のマスクを児童・生徒に配付する。（幼児も必要に応じて同様の対応とする。）
- (3) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、室内等の換気を十分に行うとともに、児童・生徒間の距離にも配慮し、必要に応じて、マスクを外す。  
（十分な身体的距離が確保できている場合や、登下校時、体育の授業、休み時間の運動あそびなどにおいてはマスクの着用は必要ない。）
- (4) 熱中症対策のため、児童・生徒にマスクを外すよう指導することがあるが、着

用を禁止する趣旨ではない。マスクの着用を様々な理由から希望する児童・生徒に対しては適切な配慮を講じる。

- (5) 外から教室等に入る時、掃除やトイレの後、給食の前後等には、30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に手洗いを行う。
- (6) 流水での手洗いができない場合は、アレルギー等に十分配慮し、手指用の消毒液を使用する。
- (7) 密閉空間、密集場所、密接場面が発生しないように換気や席の配置に配慮するとともに、児童・生徒の間隔を概ね1 mを目安に空ける。
- (8) 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒液を設置し、手指の衛生を保てるようにする。
- (9) 児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチ・窓枠・窓の鍵など）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を浸した布やペーパータオル等を使用して拭き掃除を行う。
- (10) 教職員の感染症対策については、児童・生徒と同様に取り組むほか、基本的には、国のマニュアルに定める対応を行う。

### **3 教育活動等における感染対策について**

- (1) 支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、きめ細かな健康観察等により、すべての児童・生徒のストレス度を把握するとともに、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないような取組を行う。
- (2) 各教科等の学習活動においては、「2 基本的な感染対策について」に定めるほか、児童・生徒が近距離で、「接触」・「密集」にならないよう留意する。また、できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒の貸し借りはしないこと。活動内容により、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。
- (3) 給食の実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと思われる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。また、児童・生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底し、喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」などの対応を行う。
- (4) その他、学校における具体的な教育活動等における感染対策については、国のマニュアルや教育活動の実施等に関するQ&A、東京都のガイドラインを基本とし、必要に応じて、別途、学校と協議のうえ、教育委員会が定める。

### **4 感染者等が発生した場合の対応について**

- (1) 学校は、当該児童・生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、欠席扱いとはせず出席停止の措置を取る。

- (2) 陽性者である児童・生徒に対する出席停止期間は、症状がある場合、症状が始めた日から10日間以上経過かつ症状軽快から72時間以上経過していれば検査なしで復帰が可能となる。また、症状がない(無症状)の場合、検体接種日から7日間自宅待機、8日目から復帰が可能となる。
- (3) 濃厚接触者である児童・生徒に対する出席停止期間は、陽性者の発症日または発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として7日間(8日目解除)。また、抗原定性検査キットにより4日目と5日目に自費検査を行い、陰性を確認された場合には5日目から待機を解除できる。なお、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、7日間の待機となる。
- (4) 家族の感染が判明した場合や家族が濃厚接触者に特定された場合には、学校へ連絡をするよう保護者に依頼する。
- (5) 学校は、感染が判明した場合には、学務課学校運営係(教職員の場合は、指導課管理係)に報告したうえ、当該感染者が活動した範囲の物品等を消毒し、2次感染を防止する。
- ※ 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間~72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- (6) 学校は、学校保健安全法第20条に基づき、濃厚接触者が特定されるまでの間、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。なお、臨時休業の規模や期間についても、教育委員会と協議のうえ、決定する。
- (7) 学校は、上記(6)で臨時休業を実施した場合には、学校保健安全法第20条若しくは学校教育法施行規則第63条および第79条により、学校又は同一学年の全生徒を対象とする臨時休業をおこなうとした日数は授業日数には含めない。学年の一部の臨時休業にあたっては、学校保健安全法第19条、第20条により対象学級の児童・生徒に対し、欠席扱いとはせず出席停止の措置を取る。
- (8) 学校は、児童・生徒の登校の可否について、学校が特に必要と認める場合は、教育委員会と協議の上、決定する。例えば、医療的ケア児や、基礎疾患のある児童・生徒について、登校すべきでないと判断された場合や、症状がない児童・生徒の保護者から、感染が不安で休ませたいと相談があった場合には、事情を聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得た上で、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの取扱いも可能である。
- (9) 学校は、新型コロナウイルス感染症の流行に対して、新型コロナウイルス感染症の症状(体調不良等、風邪症状)が出ている児童・生徒の保護者から休ませたいと相談があった場合においては、欠席扱いとはせず出席停止の措置とする。

- (10) 学校は、児童生徒が濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していない、感染対策を行わずに喫食等を共にした者は出席停止の措置を取る。
- (11) 新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はない。

児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー（令和4年度4月以降）

【学校から教育委員会への連絡・感染者の出席停止等】

学校は、児童・生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- 教育委員会（学務課）に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- 感染者のクラスについて、他に陽性者が出ているか確認する。
- 感染者が児童・生徒の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置を行う。
- 感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

右記以外

クラスに2人以上の感染者・その他発熱などの風邪症状のある者の合計が2割程度いる

【学校医による学級閉鎖の要否助言】

学校医は、学校の感染状況を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否について学校に意見する

【教育委員会での連絡票の確認と関係各所に連絡】

- 「園児・児童・生徒の感染状況」を作成し、連絡票に通し番号を入れる
- 指導課、児童家庭支援センター（児童館・アフタースクール）、災害対策・危機管理課、都教育委員会に連絡する

連絡票の作成について

(ア) 連絡票の作成基準

本人が陽性・濃厚接触者となった場合、または家族が陽性となった場合のみ、教育委員会に連絡する。

(イ) 連絡票の作成者

連絡票は、学校の職員もしくは管理職が作成する。なお、職員が作成した場合、

必ず管理職の確認を取る。

(ウ)連絡票の送付者

連絡票は、校長もしくは副校長が送付する。

## 5 臨時休業について

4 感染者等が発生した場合の対応について(6)のとおり、学校は臨時休業(学級閉鎖/学年閉鎖/学校閉鎖)措置をとることができる。

(1) 学校は、同じクラスに2人以上の感染者・その他発熱などの風邪症状のある者の合計が2割程度いる場合、校医と学級閉鎖の可否を相談する。その後、連絡票と、校医との相談結果を学務課に送付する。教育委員会は連絡票を保健所に送付し、助言を求める。学校医の意見と保健所の助言をもとに教育委員会で判断し、結果を学校に連絡する。

(2) 基本的に陽性者との最終接触日から5日間を学級閉鎖とする。

【学級閉鎖が必要と学校医から意見があった場合】

【教育委員会から保健所に連絡】

教育委員会は、学校からの連絡票を保健所に送付する。

【保健所の助言】

保健所は、教育委員会から送付された連絡票をもとに、場合によっては学校に電話により調査を行い、学級閉鎖の必要性について教育委員会に助言する

【教育委員会の判断】

教育委員会は、学校医の意見、保健所の助言をふまえ学級閉鎖の判断をする。

学級閉鎖が決まった場合

【教育委員会から関係各所に連絡】

教育委員会は、学校、災害対策・危機管理課、都教育委員会に連絡する。

【学級閉鎖】

学校は、学級閉鎖について保護者宛文書を作成する

## Ⅱ 家庭における感染予防等（留意事項）

- (1) 毎日、児童・生徒の検温と健康観察（咳、体のだるさ、息苦しさの有無）を実施し、結果を健康管理のための表簿等に記入して、学校へ提出（毎日）する。
- (2) 児童・生徒に発熱や咳、体のだるさ、息苦しさなど風邪の症状がある場合は、出席停止となるので登校を自粛する。
- (3) 家族に発熱や咳などの症状がある場合には、気になることとして健康管理のための表簿等の所定の欄に記入する。
- (4) 登下校時、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日等、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合にはマスクを外す。なお、熱中症対策でマスクを外す場合は、人と十分な距離を取り、会話を控えること。また、2 基本的な感染対策について（4）のとおり、マスクの着用を禁止するものではない。
- (5) 清潔なハンカチ、ティッシュ、必要に応じて、マスクを置いたり、持ち運んだりする際に使用する清潔なビニールや布等を持参する。
- (6) 手指消毒用のアルコール等を使用できない場合は、学級担任に連絡する。
- (7) 水道の蛇口、冷水器等からの感染防止のため、家庭から水筒を持参する等、各校の状況に応じて対応する。  
(幼児は園の実情や発達を考慮した対応とする。)
- (8) 免疫力を高めるための「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」等、規則正しい生活を心掛ける。

## Ⅲ 教育委員会の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるように、教育委員会は以下のとおり対応する。

- (1) 保健所と連携し、地域のまん延状況について情報収集するとともに、臨時休業の必要性や登校の可否等について判断する。
- (2) 各学校の対応状況の把握や必要物品の整備など、安全な衛生環境の確保や支援を行う。
- (3) 国や東京都が実施する感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報提供を行う。
- (4) 医師会や薬剤師会等との広域的な対応のとりまとめや、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行う。

## Ⅳ 参考資料（国及び東京都の通知等）

- ▷ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～（ver.8）

- 《令和4年4月1日 文部科学省》
- ▷ 教育活動の実施等に関するQ&A  
《令和4年2月24日更新 文部科学省》
  - ▷ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の通院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）  
《令和3年2月25日付厚生労働省感染症課長通知》
  - ▷ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領  
《令和3年1月8日版 国立感染症研究所 感染症疫学センター》
  - ▷ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】  
～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 改訂版 ver4.1  
《令和4年2月9日 東京都教育委員会》
  - ▷ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて  
《令和4年3月22日更新 厚生労働省》

令和4年度 教科書展示会報告

1 教科書展示会来場人数（過去4年間：受付票への記名者数）

実施年度	採択内容	会場	実施期間		教員	教育委員会	地域・保護者	計
令和4年度	中等・特支	千代田図書館	6月10日（金）～6月23日（木）	14日間	10	1	55	66
令和3年度	中(歴史) 中等・特支	教育研究所	6月5日（土）～6月29日（火） （休館日6月27日（日）を除く） ※特別展示6月5日～6月14日	24日間	17	3	29	49
令和2年度	中 中等・特支	教育研究所 区役所404会議室	6月2日（火）～7月3日（金） ※特別展示6月2日～6月11日 および7月2日～7月3日	28日間	0	0	54	54
令和元年度	小 中等・特支	千代田図書館	6月4日（火）～6月28日（金） （休館日6月23日（日）を除く） ※特別展示6月4日～6月13日	24日間	16	6	176	198

2 展示内容

- ・小学校教科書見本（令和2年度～令和5年度に千代田区にて使用）
- ・中学校・中等教育学校（前期課程）の教科書見本  
（令和3年度～令和6年度に千代田区にて使用）
- ・中等教育学校（後期課程）教科書採択用見本（令和5年度使用）

3 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

4 アンケート回答20件

今回の展示会にご満足いただけましたか。

回答	数	構成比
A満足	11件	55%
Bどちらかと言えば満足	5件	25%
Cどちらかと言えば不満	3件	15%
D不満	1件	5%
合計	20件	100.0%

<教科書展示会アンケートより>

- ・情報Ⅰの内容の濃さに圧巻でした。
- ・土曜19時まで開いていたので助かりました。(土曜日休みの展示会場が多いので)  
ただ、教科書が科目ごとにまとまっておらず(恐らく返却の際に空いていた棚に戻す人が多いため)、分散してしまっていて探し出すのに苦労しました。戻す場所を決めておいていただけると、後から探すのが楽になると思います。
- ・欠品がある。コロナ社の教科用図書、TAC社の教科用図書、水産の教科書もなかったほか、現行課程もそろっていない。
- ・上の学年がやっていることや、自分がとっていない科目、とるか迷っている科目について知る機会ができてうれしかったです。
- ・教科書選定に向けて作業をしたい。教科書棚の近くで、作業スペースが欲しい。今日はほぼ一人での利用だったが複数人いると狭い。
- ・座席が少ない。場所が狭い。
- ・一般の利用者ですが、自分達の頃と比べ、教科書の内容の変化が著しいということを知れて、大変興味深かったです。
- ・私の学生時代にはなかったIT関係のテキストに興味深く、できたら入手したい、せめて、図書館で貸し出してほしい、と思いました。
- ・ありがとうございました。
- ・新しい科目、高等学校の地理総合、歴史総合を見に行きました。
- ・資料を閲覧出来てよかった。ただし、情報の教科書で日本文教社3点が見当たらなかったのが残念でした。アンケート回収箱の口が狭いので折るしかなかった。
- ・最終日だけ17時ということを知ってなかった。「夜10時までなので大丈夫ですよ」とTELで言われていた。その違いがないようお願いしたい。
- ・将来教員を志望している者です。教育実習で、自分が担当させていただく範囲について、実習校で扱っている教科書の内容、その他の資料(教材研究の末)から授業を構成しました。今、実習を終えてこうして、同じ教科でも教科書を比較すると、さまざまな視点が得られることに気づきました。大きな学びとなりました。ありがとうございました。
- ・基礎となる教科書が現在どのようになっているかを知ることができ、面白い。特に国語は物議をかもしたので、いろいろ比べてみることができ、興味深かった。できるなら、採用される数が多かったものだけでも図書館に入れてほしい。じっくり読んでみたい。
- ・狭くて空調がないので6月の利用は大変でした。閲覧の機会があり、ありがたいです。

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和4年7月12日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
7	12	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
7	13	水				
7	14	木				
7	15	金	10:00~	指導課訪問 お茶の水幼稚園	お茶の水幼稚園	
7	16	土				
7	17	日				
7	18	月				
7	19	火				
7	20	水				
7	21	木				
7	22	金				
7	23	土				
7	24	日				
7	25	月	13:30~	教育委員訪問(保育園)	二番町ちとせ保育園 ほか2園	教育委員出席
7	26	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
7	27	水				
7	28	木				
7	29	金				
7	30	土				
7	31	日				
8	1	月				
8	2	火				

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
8	3	水				
8	4	木				
8	5	金				
8	6	土				
8	7	日				
8	8	月				
8	9	火				
8	10	水				
8	11	木				
8	12	金				
8	13	土				
8	14	日				
8	15	月				
8	16	火				
8	17	水				
8	18	木				
8	19	金				
8	20	土				
8	21	日				
8	22	月				
8	23	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」  
7月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 24件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども総務課	学校情報化認定				
2	子育て推進課	「児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届等の手続きを」	現況届の周知	児童扶養手当＝8月31日（水）／ 特別児童扶養手当＝9月2日（金） が締切		
3	児童・家庭支援センター	ベビーシッター利用料を補助します	日常生活上の突発的な事情などにより一時的に保育を必要とする保護者が対象です。東京都が指定するベビーシッター事業者を利用した際、その利用の一部を補助	補助対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日		
4	文化振興課	九華会書道展-平和を求めて-	「平和」をテーマとした書道作品（子どもからシニア）までの展示	8月18日（木）～21日（日）10時～17時30分 ※21日（日）は16時まで	文春ギャラリー（紀尾井町3-23文藝春秋西館1F）	九華会
5	文化振興課	第17回ちよだジュニア文学賞 書いてみよう！君にしか書けない物語	第17回ちよだジュニア文学賞の作品募集	～9月5日（月）		
6	文化振興課	あらゆる垣根を越えた創造の場 ポコラート全国公募 vol.10 募集開始！	障がいの有無、年齢、経験を問わず、作品の放つ力を審査の対象とした公募展の作品を募集	募集〆切 8月24日（水）必着		
7	文化振興課	ちよだ芸術祭サマーコンサート	国内外で受賞歴のあるオペラ歌手と公募の児童合唱団が名曲を生演奏	8月14日（日）	ワテラス	かんだ歌宴
8	文化振興課	昼休みコンサート ～ホットとひと息、夏の終わりの饗宴～	区民ホールで開催するお昼休みの無料のコンサート	8月25日（木）12時～13時	区民ホール	
9	文化振興課	神田お手玉の会 ～鍵盤ハーモニカに合わせたお手玉&AI集中力講座～	ピアニスト作曲家の柳本小百合先生の演奏にあわせて、日本のお手玉の会 公認指導者中山順子先生によるリズムカルなお手玉講座	7月24日（日）13時15分～	スポーツセンター	日本のお手玉の会神田支部 「神田お手玉の会」
10	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	8月14日（日）11時～	千代田図書館子ども室	千代田図書館
11	文化振興課	千代田図書館 開館時間繰り上げ	小・中・高生の読書活動を推進するため、夏休み期間中の開館時間を1時間繰り上げ	7月21日（木）～8月31日（水）	千代田図書館	千代田図書館

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
12	文化振興課	調べもの戦隊 レファレンジャー	司書が子ども向けのレファレンスと保護者の読 書相談に対応	・千代田7月21日(木)～8月31日 (水) 9～17時 ・四番町8月26日(金)～30日 (火) 10～17時	・千代田図書館10階 ・四番町図書館(三番町14- 7)	千代田図書館
13	文化振興課	特別展 学年誌の100年と玉井力三 —表紙絵画から見る児童文化の変遷—	玉井力三の表紙画や毎号付いてくる付録から、 学年誌の100年を追いかける展示	9月16日(金)～11月15日(火)	日比谷図書文化館1階特別 展示室	日比谷図書文化館
14	文化振興課	特別展関連講座 ①商業美術家の逆襲—玉井力三の場合 ②表紙と付録で振り返る学年別学習雑誌の100年	特別展関連講座	①9月23日(金・祝) 14～15時30分 ②10月22日(土) 14～15時30分	日比谷図書文化館地下1階	日比谷図書文化館
15	生涯学習・ス ポーツ課	人材バンク活用講座「ピラティス」	初めての方や運動不足、体の不調改善を目指す ピラティスの講座	9月5日(月)・12日(月)・26日 (月) 10時30分～12時(全3回)	九段生涯学習館	九段生涯学習館
16	生涯学習・ス ポーツ課	エアロビクス	15歳以上の方(中学生除く)を対象としたエアロ ビクス	9月21日～11月9日毎週水曜日(全 8回) 10時00分～11時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
17	生涯学習・ス ポーツ課	ちよだキッズスポーツ塾	小学生を対象としたスポーツ塾	9月21日～11月9日毎週水曜日(全 8回) 16時00分～17時00分	スポーツセンター	スポーツセンター
18	生涯学習・ス ポーツ課	親子水泳教室	3歳以上の就学前の幼児と保護者を対象とした 水泳教室	9月24日～11月12日毎週土曜日(全 8回) 9時10分～10時00分	スポーツセンター	スポーツセンター
19	生涯学習・ス ポーツ課	小学生水泳教室	25mが泳げない小学生を対象とした泳力レベル 別の教室	9月24日～11月12日毎週土曜日(全 8回) 10時25分～11時20分	スポーツセンター	スポーツセンター
20	生涯学習・ス ポーツ課	子ども水泳教室(第2期)	区内在住・在学の小学1年生～2年生/30名、3 年生～6年生/30名を対象とした水泳教室	9月6日～27日毎週火曜日(全4回)① 15時～15時45分②16時～16時45分	ちよだパークサイドプラザ	千代田区体育協会
21	生涯学習・ス ポーツ課	水泳講習会(第3クール)	15歳以上の区内在住・在勤・在学者(中学生を 除く)40名を対象とした水泳教室	9月7日～21日毎週水曜日(全3回) 18時45分～20時15分	スポーツセンター	千代田区体育協会
22	生涯学習・ス ポーツ課	夏休みはスポーツセンターへ!小・中学生無料開放	区内在住または区立校在学の小・中学生向けの スポーツセンター無料開放	7月21日(木)～8月31日(水)	スポーツセンター	スポーツセンター
23	生涯学習・ス ポーツ課	短期小学生水泳教室～苦手克服～	小学1～2年生を対象とした水泳の苦手意識を克 服するクラス	9月3日～17日毎週土曜日(全3回) 9時～9時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
24	生涯学習・ス ポーツ課	短期小学生水泳教室～スキルアップ～	小学3～6年生を対象とした水泳教室	9月3日～17日毎週土曜日(全3回) 10時10分～11時	スポーツセンター	スポーツセンター